

# 人口問題研究 第六卷 第一号

## 調査研究

### 労務需給の研究(その一)

岡崎文規

#### 第一章 緒論

わが國における近代産業の發生期に関しては、論者の見解は必らずしも一定していない。或論者は、明治維新より四半世紀を経過せる日清戦争前後に、わが國の近代産業が確立するに至つたといひ、また他の論者は、わが國の産業が近代化されたのは日清戦争にさき立つ数年前のことであると主張する。

両者の見解のうち、いずれが正しいかを決定することは甚だ困難なる問題であり、また本稿の課題は、わが國における産業發達の沿革を取扱うものでないから、この問題に深く立入る必要もないようにおもわれる。しかし、

この場合、特に見逃してならない点は、わが國における産業の近代化と明治維新の改革とのあいだに極めて密接なる關係の存することである。

わが國における産業の近代化は、明治二十年代の初期にはじまつたか、或いはその末期にはじまつたかを、しばらく問わないこととするも、明治維新の改革が行われず、封建制度が依然として維持され、かつ鎖國主義が堅持されていたとするならば、産業の近代化の行われる可能性は甚だ乏しく、またその実現を見ても、それは著しく遅延したであろうと考えられる。

明治維新の改革は、わが國における萬般の制度および施設に対してと同様、産業の近代化に対しても、極めて重要な意義をもつてゐる。明治維新の改革によつて、近代産業の發生を可能ならしむる地盤が築き上げられたといつてもあえて過言ではないであろう。

まず第一に、明治維新の改革は、封建制度の崩潰と共に、國政の中央集権化を実現せしめたが、これを経済的にみるならば、経済制度を、従來の地方経済的のものから國家経済的のものに發展させたのである。すなわち國民経済の單一的形態が發生するに至つて、経済交易の領域は、國內的に著しく拡大せられたのである。さらにこれに加えて、鎖國主義に替わる開國政策の実現は、諸外國との経済交易をも自由ならしめたのである。かくて封鎖的の地方経済制より國民経済制へ、手工業生産組織より資本主義的工場生産組織への發展が可能となつたというよりも、むしろその方向へ發展

せざるをえなくなつたのである。

資本主義的経営は、工業のみにかぎられるものでなく、経済活動のあらゆる部門において、見られるものであろうが、かかる経営組織および技術は、その当時の先進國たる歐米諸國より移し入れたものであることはいうまでもなく。

工業生産の資本主義的な特質は、生産要素としての資本は資本家に、労務は労務者に分属して、自由契約によつて雇傭せられた労務者は資本家の指揮の下に労務に服する点であるようにおもわれる。手工業にあつては、業者は自ら生産手段を所有し、自己の責任において生産業務に従事するのであるが、資本主義的工場工業にあつては、労務者は自ら生産手段を所有せず、資本家の経営する工業において労務に服し、契約上の賃金を受け取るにすぎない。そして労務者は概ね自己の労務を資本家に提供して賃金を受ける以外に生活手段をもたざる無産者であつて、わが國においても、近代産業の發展につれて、資本主義的工場工業の拡大すると共に、工場労務者数は次第に増加したのである。例えば明治年代においても、十人以上の労務者を使用する工場数およびその労務者数は、左表に示すが如く増加したのである。(内閣統計局編労働統計要覽による)

年次	工場数	勞務者数			
		男	子	女	子
明治二十九年	七、四〇〇	一三三、六四〇	三六、三三八	四四〇、八三三	四三三、八三三
〃 三十四年	七、三〇〇	一七〇、九〇〇	三五、九〇〇	四三三、八三三	四三三、八三三
〃 三十九年	一〇、六一〇	二〇〇、九〇〇	三五、三三三	四三三、八三三	四三三、八三三
〃 四十四年	一四、三三八	三三三、三三八	四三、四三七	五三三、八三三	五三三、八三三

場数とその労務者数にかぎられているが)は、右の表で見られる如く、次第に増加したのである。その後、近代産業の躍進につれて、工場数および労務者数は激増したのであつて、大正年代より満州事変勃発当時までの、五人以上の労務者を使用する工場数およびその労務者数を示すと、左表の如くである。(内閣統計局編労働統計要覽による)

年次	工場数	勞務者数			
		男	子	女	子
大正三年	三、七七	四一、五〇四	五六、〇六五	一、〇七、六二九	一、〇七、六二九
〃 九年	四、八〇	八〇、六六五	八四、〇〇〇	一、〇七、六二九	一、〇七、六二九
〃 十四年	四、六一	九七、五五五	九二、一三三	一、〇七、六二九	一、〇七、六二九
昭和五年	五、七七	九七、五五五	九六、六六四	一、〇七、六二九	一、〇七、六二九
〃 八年	七、三六	一、二六、六九	九六、五三三	二、〇六、三三三	二、〇六、三三三

右の表で見られる如く、工場数および労務者数の増加は、取りも直さず、わが國における近代産業が躍進的發展を遂げ來たつた一指標でなければならぬ。

しかし、資本主義的工場工業は如何にしてかかる大量の労務者を獲得することができたか。この理由としてまず第一に考えられることは、明治維新の改革以來、職業選択の自由の原則が國民一般に許容せられたことである。封建制度の維持せられていた社会においては、職業は身分と密接に結合して、個人の自由意志によつて、各人はその欲する職業を選択することが、全然不可能でなかつたとしても、社会的に著しく制限せられていた。かかる事情の下にあつては、労務者たんとする者も自由に労務者となることは困難であつたにちがいない。しかるに職業選択の自由の原則が確立せられて以來、職業的移動の極めて容易になつたことはいうまでもない。これに加えて、明治維新以來、わが國の人口は次第に増加し、しかも農村において増加せる人口の少からざる量都市、殊に工業都市へ流入し

たのである。産業の發達は人口の増加を促したのであるか、或いは人口の増加は産業の發達をもたらしたのであるか、この因果關係を明かにすることは困難であるが、モンペルト (Mombert Bevölkerungsle. S. 14) のいふ如く、産業の發達と人口の増加とは、おそらく交互作用の關係にあるものと考えられる。

しかし、徳川時代の中期以降、わが國の人口は靜止状態にあつて、殆ど増加しなかつたが、その主要原因の一つは、その当時の經濟力をもつてしては、増加せんとする人口を扶養するだけの余力がなかつたことである。すなわち農業生産力はすでに一定の限界点に到達している。増加せんとする人口を、農村自身において收容するだけの經濟力に乏しく、またこれを都市に供出せんとしても、都市の側において、これを受入れるだけの經濟力もなかつたのである。

しかるに明治維新以來、農業生産技術および經營方法の改善によつて、農村それ自体における經濟力の増大は増加人口を自ら收容しうる余力を生じたのみならず、都市における各種の新興産業も農村より供給せられる人口を受入れることが可能となつたのである。むしろ工業都市は勞務源を専ら農村に求めざるをえざることとなつたのである。かくの如き事情の下において、わが國の人口、特に農村人口は次第に増加し、そのうちの少からざる量が勞務者として、工業都市に流入したのである。

わが國における近代的重要な産業のうち、主要なものは、最初、國家自ら創設し、その經營に任じたのであつた。民間の企業家は未だ自己の危険において近代産業を經營する能力をもたなかつたからである。そして國家の經營せる各種の産業は一定の利益をあげるところまで發達するに及んで、その經營を民間の企業家に委ねる方法をとつたのであるが、その後

においても、それら近代産業の健全な發展のために、國家は種々なる保護獎勵策を講じたのであつた。しかし、これはわが國の資本主義がなお幼稚な時代のことであつて、その後、自由主義を地盤とする經營が強く要望されるに至つた。自由主義は、統制主義と全く相反する概念であつて、國家の統制を極力排撃するものである。

或種の産業例えば海運業等に対する補助金制度は依然として存置され、特殊なる生産品例えば米或いは生糸等に対してはすでに早くより價格の統制が加えられ、また工場勞務者の保護を対象とする工場法は、大正時代に制定せられ、これらは明かに産業、價格および勞務に対する一種の保護又は統制に関する規定であるが、全般的に見て、わが國の資本主義的近代産業は、近年に至るまで、自由主義の原則に準拠して經營され、發展し來つたものであるといつて差支えないであらう。

わが國の近代産業を長期に亘つて觀察すれば、明かに發展的傾向を辿つているが、しかし、その進路は決して平坦なものではなかつた。すなわち自由主義を基盤として經營せられる資本主義的近代産業には、景氣變動の隨伴することは、避けがたき現象であつて、好況期には、産業界は著しく活況を呈し、勞務需要量は激増したに反し、不況期に當面するや、産業界は沈滞し、大量の失業者を放出せしめたことも稀ではなかつた。

勞務者は一般に無産者であつて、その勞務を唯一の生活手段となし、これを雇傭主に提供し、その對價として賃金の支拂を受け、日常の生活を営んでいゝものである。従つて失業すればその生活手段を失ひ、經濟的に窮迫せざるをえないのである。勞務自由および契約自由の原則の下において發生する、かかる失業者に対して、その責任は、最初、各個人にありと考へられ、社會の責任において、この失業問題を處理するということは全然な

されなかつたのである。そしてその救済は専ら慈善的に行われたにすぎなかつた。

わが國においても、明治時代より大正時代の初期にかけて、失業救済は、主として宗教團體の手によつて、慈善事業として行われたのである。東京市および大阪市の如き大都市においては、これと並んで、若干の失業救済施設をしたが、これとても、救恤的のものであつて、いわゆる労務対策とはその性質を著しく異にしていた。

その後、社会問題特に労働問題が、学問上および政治上、重要な問題として取扱われるに及んで、失業問題の解決は、これを各個人の責任に委ねておくことは無論のこと、また慈善的或いは恩惠的に処理すべきものではなく、いまや社会の責任において、積極的に処理する必要があることが、正當に主張されるに至つたのである。

ここにおいて、わが國においても、労務者保護に関する各種の施設が國家の労務政策として実施せられ、また大正八年にワシントンにおいて開催せられた第一回國際労働總會で採択せられた條約案は重要な一動機となつたのみならず、その当時、わが國の失業問題も漸く重大化し來たつた事情に鑑み、失業対策の一つとして、大正十年に職業紹介法の制定をみたのである。

職業紹介事業は、從來、民間の営利業者又は宗教的或いは慈善的公益團體の手によつて経営され來たつたものであるが、職業紹介法によつて、市町村の経営する公設職業紹介所が創設せられることとなつた。その後、職業紹介法は累次の改正を経て、昭和十三年には、これを國營に移すと共に、これまで併存していた各種の職業紹介機關の活動を著しく制限し、將來に向つては、原則として、その経営を禁止する方針をとることになつた。

地方公共團體或いは國家が職業紹介事業を經營することによつて、失業者の發生を根本的に防止しようものとは考えられない。失業者の發生は、自由主義的資本主義經濟制に随伴する景氣変動と密接なる關係にあるものであつて、公設職業紹介所は景氣変動そのものを克服する任務に耐えうるものではない。公設職業紹介所の重要な使命の一つは、發生せる失業者又は未就職者に就職の機会を與えんとするにある。

大量の失業者が簇出するのは、主として、不況期であつて、産業界は著しく沈滞している時期であるから、公設職業紹介所が如何に就職の斡旋に努力しても、効果をあげる余地は甚だ乏しいではないかという議論も成り立つようにおもわれる。確かに、不況期において、失業者又は未就職者に就職の機会を有効に斡旋することは極めて困難なる事業であるにちがいない。

しかし、如何に深刻な不況期においても、産業界はその事業活動をすべて停止してしまうわけのものではない。事業の縮小によつて、それに照應するだけの失業者數の發生がある一面、事業を継続しているかぎり、労務者の疾病或いはその他個人的事情によつて脱落する労務を補充する必要があるが、労務に対する需要は常に存するものである。結果論的な判断になるが、職業紹介統計によれば、如何なる不況期においても、相當に多くの求人數あることは、この事実を裏書きしているもののおもわれる。

失業者が個人的に就職口を求めまわつても、容易に適當な就職口を發見することは困難であり、また求人者が個人的に求職者を探し求めても、適當な求職者を發見することは困難であるが、ここに労務仲介機關が存在して、斡旋媒介の勞をとるならば、両者の希望は比較的容易に充され

るにちがいない。従つて職業紹介機関は失業を緩和しうる機能をもつてゐるものといわなければならぬ。

職業紹介所は、不況期における失業の緩和を、その使命とするものとするれば、平時においては、何らの任務をもたず、これを閉鎖しても差支えないように一應は考えられるであろう。しかし、平時においても、求職者もあり、また求人もあつて、両者のあいだに立つて、仲介の勞をとる機関の存在することは、勞務契約を迅速に成立せしむるために必要であることはいうまでもない。職業紹介所の活動は、不況期において、特に重要視されなければならぬが、総じて景氣の好況不況のいずれの時期を問はず、職業紹介機関は迅速かつ円滑に勞務の需給關係を調整すべき使命をもつてゐるものといわなければならぬ。かかる理由よりして、當利職業紹介機関も、また最初は失業緩和の一方策として設置せられた公設職業紹介所も常時的に存続し、後章において敘述する如く、公設職業紹介所は、その開設以來、その業績を次第に拡大し來たつたのである。

職業紹介事業がその機能を十分に發揮しうるや否やは、その組織と運用との良否に依存してゐる。單獨に經營せられる職業紹介機関は、當利的になされるものは無論のこと、公益的になされるものでも、その実績は大したものではありえない。當該職業紹介機関が申込を受けた求職者および求人者の範囲内においてのみ仲介斡旋しうるにすぎないからである。もし職業紹介機関それぞれので連絡が保たれてゐるとしたならば、仲介斡旋の範囲は著しく拡大されることとなる。しかし、單獨に經營される職業紹介機関として連絡を保たしめることは、本質的に不可能である。いわゆる職業紹介網をはりめぐらせて、系統的に連絡統一を保つには、職業紹介機関を公設的のものとして、市町村當に、さらに進んで國當に移すこと

は最も効果的でなければならぬ。大正十年に職業紹介法の制定をみ、市町村當による職業紹介所が開設せられ、また昭和十三年には、改正職業紹介法によつて、これを國當に移した理由の一は実にこの点にあつたようにおもわれる。

自由主義的資本主義經濟制の下では、原則として企業經營も、また勞務の需給も、殆ど完全に自由放任的であつた。すなわち如何なる種類の産業を、如何なる規模において經營すべきかは、すべて企業家の自由裁量に委ねられ、國家は企業家に対して、如何なる種類の産業を經營し、如何なる種類の産業を經營すべからずというような指令を發したことはなかつた。また勞務についても、如何なる種類の勞務に、如何なる條件において服すべきかは、すべて勞務者の自由選択に委ねられ、國家は勞務者に対して、如何なる種類の勞務に服し、如何なる種類の勞務に服すべからずというような指令を發したことはなかつた。勞務能力をもちながら、勞務に服する意志なき勞務者に勞務を強制することすらしなかつたのである。

勞務能力あり、かつ勞務意志ある勞務者と勞務の供給を受けんとする雇傭主との自由契約によつて、勞務の取引は成立するのである。かかる自由勞務市場の存在を前提として、勞務の需給關係につき、その斡旋をなすものはすなわち職業紹介機関であつて、これが慈善的に行われようとも、當利的に行われようとも、また公益的に行われようとも、その使命には何らの変りもない。ただ公益的、或いは公設的な職業紹介機関は、慈善的或いは當利的職業紹介機関に較べて、その組織および運用の点において、遙かに多くの長所をもつてゐるために、より多くの効果を期待しうるのである。

わが國の産業は、過去数十年來、自由主義的各資本主義經濟制の下にお

て、次第に顯著なる發展を遂げ來たつたのであつて、このことは否定し難き事實である。しかるに日華事変勃發以來、經濟体制の戰時化は旧來の自由主義的資本主義經濟制を根本的に修正せしむるに至つた。

戰爭が小規模にして、しかも短期間に終結する場合には、貯藏せられた軍需品を活用することによつて、戰爭を遂行すること必らずしも不可能ではなかつたであろうが、戰爭の規模が著しく大きく、そして長期に亘る場合には、貯藏せられた軍需品のみをもつて、戰爭を遂行しうるものではなく、消耗される尨大なる量の軍需品を絶えず補給して、なお余りあるだけの増産が是非とも必要である。

軍需産業の生産力を急速、かつ飛躍的に増大せしむることは、戰時下において、絶對的に必要であろうが、しかし、いずれの國においても、かかる要請に即應しうるだけの尨大なる軍需工業施設ならびに大量の軍需工業要員を、平時から予備的に準備しているわけではない。必要に應じて、既設の軍需工業施設の生産力拡充を図るとともに、従來の、自由主義的に構成されているあらゆる産業部門に一大改変を加えて、戰時經濟力増強の一点に集約するほかない。

これは明かに自由主義から統制主義への轉換を意味する。そしてこの轉換は、好むと好まざるとにかかわらず、戰時經濟体制の確立とその強化のためには、絶對的に必要であつた。しかし、戰時經濟体制の編成は、急激にかつ徹底的に行われるものであるから、旧來の産業機構は著しく攪乱されることはいうまでもない。すなわち幾多の平和産業はその活動を抑制され、或いは停止的統制を加えられる一方、軍需産業は尨大なる生産増加を強要せられる。

産業機構の戰時体制化は必然的にそれぞれの産業に従属する勞務者の勞

務狀況にも一大改変をもたらす。まず第一に、犠牲産業に対する活動の抑制又は停止的統制はそれらの犠牲産業に従属していた勞務者のうちから、少からざる失業者を発生せしむることは容易に想像し得るところである。景氣変動に伴つて発生する失業者に対しても、政府はすでに、社會政策的観点からして、種々の対策を実施していたほどであるから、犠牲産業に従属していた勞務者のうちから発生した失業者に対する救済処置を講ずるとは当然のことであつて、昭和十三年に、厚生省に失業対策部の設置せられ、また改正職業紹介法によつて、公設職業紹介所を國營化して、その機能を一段と強化する措置をとつたのである。

第二に、尨大なる軍需品を生産するための既設の軍需産業における生産力の拡充、既設の平和産業より軍需産業への轉換ならびに軍需産業の新設等はいずれも大量の勞務者を必要となし、また勞務者の技能についても、軍需勞務に適應するものが要求せられるにちがいない。平和産業が壓縮せられ、軍需産業が殷賑を極める場合、労働市場を、従來の如く、自由に放任して、職業紹介機関に勞務需給の斡旋を行わしめるだけでも、軍需産業は相當に大量の要員を確保することができるであらう。しかし、近代戦においては、尨大なる軍需品を必要とするのであつて、その生産力を維持するに足るだけの産業要員は、彼らが自発的に志望し、或いは職業紹介機関の勧誘によるだけでは、充足されうるものではないのであつて、このことは、わが國においても、日華事変勃發以來、つぶさに體驗したところである。

軍需産業の生産力を最高度に發揮せしむる一要素としての軍需勞務者の必要量は、自由労働市場の下において、これを確保しえないとすれば、この自由労働市場に対して或種の修正を加える必要がある。すなわち勞務能力ある者をして軍需産業に服することを強制すること、自由契約による勞

務の取引を制限すること、また一定の職業教育を授けて、必要なる職域にこれを配置すること、これらの措置は、いずれも労務自由の原則とは根本的に相容れないものである。すなわち従來の自由労働市場における統制せられざる労務の需給は否定せられ、労務の需給は統制せられたる労務を対象として行われることとなる。わが國においても、日華事變勃発以來、労務の需給に関して、次第に統制の強化が行われ、これは実に劃期的なことであつたといわなければならぬ。

しかし、かかる統制せられたる労務の調整およびその配置は、國營職業紹介所といども、自らの権能によつて、これを行いうるものではない。公設職業紹介所を市町村當から國營に移すことによつて、その組織および運営には著しき改善は加えられたが、しかし、その任務は依然として、自由労働市場における労務需給の斡旋仲介にあり、統制せられたる労務の配置をなすが如きは全く不可能である。國營職業紹介所がこの種の任務を果しうるためには、その背後に別個の法的根拠をもたなければならぬ。

國營職業紹介所は、その後、まず最初に國民職業指導所と改称せられ、つづいて、國民勤労働員署と改称せられたのであるが、これは名称を形式的に変更したにすぎないというようなものではなくして、取扱事務の範囲は著しく拡大され、従來の職業紹介事業その他職業紹介に関する事項のほかに、職業轉換の指導に関する事項、國民労務手帳に関する事項、國民職業能力の登録に関する事項、國民徵用に関する事項、労務調整に関する事項、および國民勤労働協力を関する事項等を担当することとなつたが、その法的根拠は、昭和十三年四月一日に法律第五十五号をもつて公布せられた國家總動員法とこれに基く諸々の關係法規によつてゐる。

國家總動員法の目的は、その第一條に示されている如く、戦争又は戦争

に準すべき事變の場合に際して、國防目的達成のため、國の全力を最も有効に發揮せしむるよう人的および物的資源を統制運用するにあつて、昭和十三年五月三日に施行勅令が公布され、同月五日より実施せられた。

同法は、昭和十四年四月五日に法律第六十八号をもつて、さらに昭和十六年三月三日に法律第十九号をもつて、改正されたが、全文は五十條より成り、廣汎な委任立法であつて、政府は必要に應じて、勅令によつて物的および人的資源を動員し得ることになつてゐる。いま、人的資源の動員の対象となるものをあげてみると、戦時又は事變の場合におけるものとして、(一)國民勞務總動員、(二)國民の協力、(三)勞務の統制等があり、平時戦時における場合のものとしては、(一)國民登録、(二)技能者の養成等がある。

この總動員法の各條は、それぞれ必要に應じて逐次発動されたのであつて、勞務の動員に関しては、第四條(政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員勞務ニ從事セシムルコトヲ得、但シ兵役法ノ適用ヲ妨グズ)關係のものとしては、國民徵用令(昭和十四年七月八日勅令第四五一号)、船員徵用令(昭和十五年十月二十一日勅令第六八七号)、医療關係者徵用令(昭和十六年十二月十六日勅令第一一三一号)、獸醫師等徵用令(昭和十七年一月二十八日勅令第三九号)等がある。

第五條(政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國、地方公共團體又ハ政府ノ指定スル者ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得)關係として、國民勤労働協助力令(昭和十六年十一月二十二日、勅令第九九五号)がある。

第六條(政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇、就職、從業者ハ退職又ハ賃金、給料

其ノ他ノ従業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得）関係としては、労務調整令（昭和十六年十二月八日勅令一〇六三号）、学校卒業者使用制限令（昭和十三年八月二十四日、勅令第九九号）、船員使用等統制令（昭和十五年十一月九日勅令第七四九号）等がある。

第二十一條（政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ検査スルコトヲ得）関係としては、國民職業能力申告令（昭和十四年一月七日、勅令第五号）、医療関係者職業能力申告令（昭和十三年八月二十四日、勅令第六〇〇号）、船員職業能力申告令（昭和十四年一月三十日、勅令第三三三号）、獸医師職業能力申告令（昭和十四年二月四日、勅令第二六号）等がある。

第二十二條（政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ学校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇傭主ニ對シ國家總動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲナスコトヲ得）関係としては、学校技能者養成令（昭和十四年三月三十一日、勅令第一三〇号）、工場事業場技能者養成令（昭和十四年三月三十一日、勅令第一三一号）、船舶運航技能者養成令（昭和十四年十一月二十一日、勅令第七八〇号）等がある。

本稿はわが國における労務需給に関する問題を取扱うものであるが、次の順序を追うて敘説しようとおもう。

第一に、自由労働市場と職業紹介事業の発達を沿革的に説明する。  
第二に、自由労働市場における職業紹介事業の成績を統計的に觀察する。

第三に、日華事変勃發以來、今次大戦中に、軍需産業の生産力拡充に伴ひ、統制を加えられたる労務の需給に関して、國家が、労務の調整と配置

とを、如何なる法令に基き、如何に処置したかを敘説する。

第四に、今次大戦中、軍需産業を中心にして、統制を加えられたる労務は如何に配置され、そしてその需給関係は如何なる状態にあつたかを統計的に觀察する。

最後に、敗戦後、國家を挙げて混乱の眞ただ中において、軍需産業の全面的倒潰、軍事補償打切、賠償のための産業施設撤去等によつて生じつつある労務配置の移動状況を統計的に概観する。

## 第二章 自由労働市場と職業紹介事業の発達

經濟活動は、生産方法或いは生産組織の変化によつて、質的變動を來たし、また生産、賣買および消費を個人の自由に放任している經濟社会においては、量的變動を伴う。量的變動は種々なる形態をとつて現われるであろうが、労務の需給関係からみて、最も重要なものは景氣變動であるとおもわれる。景氣變動によつて、労務の需給関係は著しく攪亂され、不況期において、大群の失業者の簇出することは、われわれのしばしば経験したところであつて、統計的に実証するまでもない。

もとより失業者は必ずしも不況期にのみ存在するものとは限らない。平時においても、場合によつては、好況期においてさえも、労働能力と労働意志とをもちながら、労働機会を捕え得ざるものも皆無であるとはいひ難い。労働仲介機関の存在せざる場合、或いは存在するもその機能を十分に發揮せざる場合には、求職者は就職口を、また求人者は使用人を探し求めることは甚だ容易でない。

しかるにわが國においては、大正十年に職業紹介法の公布をみるまで、地方自治体の経営による若干の施設を除けば、全國的な公設労働仲介機関

は殆ど全く存在しなかつた。これを明治以後の沿革についてみると、労働（職業）仲介事業は、最初すべて私営に委ねられ、それぞれの地方官廳がその監督の任に當つたのである。営利職業紹介事業に対する取締令としては、明治五年十月に公布をみたる東京府令は最初のものであるといわれている。この府令は、その後、再三改正せられてゐる。またその他の府縣においても、これと大同小異の取締令を公布しているが、いま最初に公布せられた東京府令の内容を示すと、大体左の如くである。

一、請宿營業者は直ちに保證人となり、償金の責に任ずるため、その身分の適當なるものに非ざれば許可せず

二、營業を出願するには保證人を定め上願免許を得たる者には鑑札を支付す

三、酬勞金は雇人及び雇主より各給金の五分を受くること

四、傭使期間中解雇の時給金辨償等の方法は豫め約束を定め、雇人の身位は之を審査し、證人を定め逃亡人無籍者等を周旋することをえす

五、免許をえすして營業し或いは周旋に託して人を宿泊せしめ、或いは婦女の懷孕を隠蔽して雇傭せしむる等の不正を禁ず

六、本則に違背する者は鑑札を收め、相當の罰に處す

営利職業紹介業に各種の弊害の伴うことは、從來の経験によつて、明らかであつて、これらの弊害の發生を防止する必要上、右に示した取締令においても、営利職業紹介業は免許制となし、各種の遵則を列記してゐるのである。

普通、営利職業紹介業の弊害として、（一）求職者および求人者の一方または双方に、直接或いは間接、物質的損害を與へること、（二）求職者に精神的損害を與へ、更に勞資間の關係を悪化せしむること、（三）婦女および

兒童の誘拐の危険多きこと等があげられているが、営利職業紹介業の存置を許すかぎり、その有料であることは認めなければならぬし、またこれを法規によつて取締るとしても、効果は殆どあがらなく、弊害は続出するというので、一九一九年にワシントンにおいて開催せられた第一回國際労働會議では、営利職業紹介業の存置につき、公然と非難を加えたのであつた。

しかし、わが國においては、大正十年に公布をみたる職業紹介法では、営利職業紹介業の存立をも認め、また昭和十三年に公布をみたる職業紹介法では、営利職業紹介業の新設を禁止したが、既存のものについては、命令の定むるところによつて、引き続きその事業を行ふることとしてゐる。それは兎も角として、わが國では、大正十年に職業紹介法によつて市町村營の職業紹介所が設置せられるまで、営利職業紹介業は、労働の需給調整に十分の機能を發揮したか否かは別問題として、職業紹介上、大なる役割を演じ來つたことは否定できないであらう。

大正十年に職業紹介法が公布せられ、市町村營の職業紹介所が開設せられたのであるが、同年における営利職業紹介業者の取扱件数をみると、求人数百十二万六千八百八、求職者数八十四万九千六百九十五、就職者数五十四万三千二百八十五となつてゐる。これに対して公設(市町村營)職業紹介所の取扱件数は、求人数二十八万七千五百六、求職者数二十九万八千三百四十人、就職者数十四万三千二百二十七である。もつともこのほかに日傭労働に対する求人数三十三万二千七百七十五、求職者数三十五万七千四百二十五、紹介件数三十一万三千九百九十四があつて、これを合計しても、営利職業紹介業者の取扱件数には及ばないのである。

その後、公設職業紹介所は次第に拡充強化せられ、取扱件数も増大し

ているが、しかし、営利職業紹介業はこれと並んで相当の活動を持續して  
いる。大正十一年以降、昭和十三年に至る営利職業紹介業の事業成績を示  
すと、左の第一表の如くである。

第一表 営利職業紹介業における事業成績

(自大正十一年至昭和十三年)

年	営業者数	求人数	求職者数	就職者数
大正十一年	—	一、二七、三三六	八九、五三三	五九、七九元
十二	九、九六六	九七、五三三	七五、〇三〇	四八、四一〇
十三	一〇、〇七七	一〇七、七七一	九八、一六一	五九、四三二
十四	一〇、〇六八	一〇四、七七七	一〇四、〇六四	五四、四七六
十五	九、七三三	一三〇、〇七六	一〇六、〇三三	六四、八八四
昭和二年	三、五五六	四四、三三九	七四、三三九	四三、三三九
三年	三、四四四	九七、四〇〇	七三、三七二	四四、四四九
四年	三、三三三	一〇一、三二七	七三、二八四	四九、五五三
五年	三、一〇六	九七、七五五	七二、六八八	四四、四四六
六年	三、〇〇〇	九七、八五四	七二、六八八	四三、三三三
七年	二、九七七	一〇三、〇三三	八三、五三三	五五、八〇一
八年	二、七九九	一〇四、〇三三	七四、〇三三	五八、六四四
九年	二、四四一	一〇九、〇八五	七〇、九三三	五二、四四九
十年	二、三三三	一〇九、五九九	七〇、三三七	五〇、一〇〇
十一	二、一六六	一〇六、六六三	七三、四一一	五三、四四四
十二	二、〇一〇	一〇四、三〇三	六四、八八四	五四、七九九
十三	一、七七一	八三、六六〇	五九、〇三〇	四四、三三三

第一表でみると、営利職業紹介業者は、大正十三年には一万九十七であ  
つたが、これが最高で、昭和二年には激減して三千三百五十八になつてい  
る。その後も減少の趨勢はつづき、昭和十三年には僅か千七百六十二とな  
り、大正十三年の約六分の一にすぎない。

公設職業紹介所の開設は営業者に甚大なる打撃を與えたことは容易に想  
像しうるところであるが、しかし、求人数、求職者数および就職者数は、  
その後も殆ど減少せず、減少しているとしても、甚だ僅少である。これに  
よつてみると、営利職業紹介業を利用する者の絶対数は、公設職業紹介所  
の開設前と殆ど変化なく、営業者一人当りの取扱件数は却つて増加した  
のである。

昭和十三年以降、新たに営利職業紹介業を認可しないことになつたか  
ら、営業者数は今後も減少の一路を辿るものとおもわれるが、公設職業紹介  
所の開設は営利職業紹介業の経営を全然不可能に陥らしめたものではな  
く、公設職業紹介所と並んで活動しうる余地があつたのである。

公設職業紹介所の開設せられる迄か以前より存在し、その後においても  
相当の業績を示しつつある営利職業紹介業は如何にして経営せられてい  
るかは、われわれの特に知らんと欲するところであるが、この問題を全国的  
に取扱つた資料はなきものの如くである。昭和十四年四月、東京府学務部  
職業課から「営利職業紹介業に関する調査」を、職業問題参考資料として刊  
行されている。これは東京市における百十二の営利職業紹介業者を対象と  
する標本的調査にすぎないが、調査結果のうち、重要にして、かつ興味あ  
りと信ぜられるものを、ここに引用したい。

まず営業主を取扱い種別に示すと、左の第二表の如くである。

第二表 取扱い種別による営業主

種別	業主数
一般	一五
男女雇人	三一
店員、女中	二五
女中	三八

第二表でみると、営利職業紹介業の取扱つてゐる職業の種類は殆ど商業使用人および家事使用人である。日華事変勃発以來、軍需産業の急激なる拡充強化によつて、当該産業における労務者の需要は著しく増大したにかかわらず、営利職業紹介業においては、取扱ひ職業「一般」を工業労務者であると仮定しても、その比率は僅かに一五%にすぎない。これによつてみると、営利職業紹介業の取扱う職業の種類は、本質的であるとはいえないまでも、沿革的に、商業使用人および家事使用人に重点がおかれてゐるものとおもわれる。

大正十年以來、公設職業紹介所の目覚しき發展にもかかわらず、これと並んで営利職業紹介業は、営業者数において漸減の傾向を示しつつありとはいへ、その事業成績において、従來と殆ど変化なきことを述べたのであるが、東京市における営利職業紹介業の事業成績は、近來、求職者数において、特に漸減の傾向を示してゐる。昭和五年乃至十二年における事業成績を示すと、左の第三表の如くである。

第三表 東京市における営利職業紹介業の事業成績

昭和	五年	七年	八年	十年	十二年
求人数	一六九、五三一	一七四、七三三	一七二、三一一	一七一、一五五	一四三、四二八
求職者数	一〇四、四四〇	一〇二、四三七	九四、六六〇	八七、六五八	六九、五八九
就職者数	五三、七七一	五五、三九一	五三、六七五	四五、二〇二	四二、一五五

第三表でみると、求職者数は、昭和八年以來、相当に大なる減少を示してゐる。准戦時体制下において、すでにかかる傾向が現われていたのであるから、その後の緊迫せる情勢下においては、この傾向は一層強化されい

たであろうことは想像に難くない。労務は軍需産業に集中され、商業使用人或いは家事使用人を志望する求職者は減少するものと考えられるからである。しかし、営利者の仲介による就職者数の減少は比較的に僅少であるから、営利職業紹介業の経営は、これを全般的にみるならば、なほ相當に活動しうる余地をもつてゐるものと考えなければならぬであろう。次に営業主の経歴について観察しよう。まず学歴を示すと、左の第四表の如くである。

第四表 営業主の学歴

学歴	営業主数
尋小卒	一三三
高小卒	四六
中等卒	一一二
専門学校卒以上	六
不明	一五
計	一一二

第四表でみると、中等学校卒業者は全体の約二割、専門学校以上の卒業者は全体の約五分四厘にすぎない。そして尋常小学校および高等小学校卒業者は全体の六割二分以上に達してゐるから、営業主の過半数以上は中等教育も受けていないのである。

営業主の前職を示すと、左の第五表の如くである。

第五表 営業主の前職

前職	営業主数
前職	九
農業	五
工業	三三
商業	三三
交通業	六

公務、自由業	一七
其ノ他ノ有業者	九
無業	八
不 明	二五
計	一一二

第五表でみると、営業者のうち、前職として商業に従事した者が最も多く、三十三名で、全体の約三割を占めている。これについて公務自由業に従事した者が多く、十七名で、全体の約一割五分である。その他の諸職業に従事していた者は遙かに少く、その合計は商業および公務自由業に従事していた者とほぼ均しいか、或いはそれよりもやや少い。

最後に営業主の年齢を示すと、左の第六表の如くである。

年 齡	営業主数
二五 歳迄	六
三〇 歳迄	五
四〇 歳迄	一九
五〇 歳迄	三三
六〇 歳迄	二八
六〇 歳以上	二二
計	一一二

第六表でみると、四十歳未満の営業主は比較的少い。その合計は三十名であつて、全体の三割弱にすぎない。六十歳以上の営業主は二十二名であつて、全体の約二割、営利職業紹介業の業主は四十歳乃至六十歳までの者で過半数を占めているから、営業主の多くは中年以上の者であるといえる。業務の性質上、中年以上の者が適しているのか、或いは中年以上の者でなければこの種の業務に従事しないのか、これは研究を要する点であ

るようにおもわれる。

わが國における近代的産業の始期については、論者の見解は必ずしも一致していないが、わが國の産業は、日清戦争前後から、次第に近代化され、工業労働者の需給関係も追々複雑となり來たつたことは確かな事実であらう。もつとも、その当時における産業界は、第一次世界大戦を契機として急速なる進展を遂げ來たつた産業界と較べるならば、その規模において、比較にならない程度に小さなものにちがいないが、しかし、労働の需給関係および失業に関する問題は確かに發生していたものと考えられる。それにもかかわらず、職業紹介業は専ら民間の営業者の手に委ねられ、國家の勞務政策として、何らの考慮も拂われなかつたのである。

社会政策の發達過程をみると、その初期においては、人道主義的色彩が甚だ濃厚であつて、その事業は主として慈善的又は救貧的であつた。これと同様に勞務政策においても、これを勞務調整の問題として、國家が取上げるに至つたのは極めて最近のことに屬し、最初は失業者に対する救済手段として取上げられたにすぎなかつた。しかもかかる失業者の救済事業はまず民間の慈善事業として經營されたのであつた。すなわち明治三十九年に、救世軍が東京市芝区の同本管内に救世軍無料宿泊所を設け、無料宿泊および職業紹介事業を開始したのを嚆矢として、同じく救世軍は、明治四十三年に、浅草無料宿泊所、明治四十四年に月島労働宿舎を開設している。また明治三十九年に、大阪婦人ホーム、明治四十二年に、東京キリスト教青年会人事相談部、明治四十三年に、大阪キリスト教青年会社会部、明治四十四年に浄土宗労働共済会等が宗教的或いは慈善的立場から労働者の保護救済事業に着手したのである。

また明治四十五年には、大阪市において、八濱徳三郎氏の主唱により、

会員組織をもつて大阪職業紹介所を設立し、その後、これを財団法人となし、職業紹介事業を公益的に経営したほか、明治四十二年以來、職業紹介所設立奨励のために、内務省は六大都市に対してしばしば補助金を下附したのであつて、明治四十四年には、淺草区および芝区に東京市立職業紹介所、大正二年には神戸無料職業紹介所、大正八年には大阪市に市立として大阪市中央職業紹介所ほか数個の職業紹介所、また同年、京都市立職業紹介所等がそれぞれ設立され、失業者の救済に努力するところがあつた。

しかし、これらの事業は、失業者に対する純然たる慈善的行爲として行われ、或いはそうでないとしても、内務省より補助金を下附せられた都市が個別的に行い、その間に何らの連絡統一もないものであるから、失業対策としての効果についても大して期待をもちえざること容易に想像せられる。後述する如く、職業紹介事業は、その処理の迅速であると同時に、各職業紹介機関相互の間に完全な連絡統一の保たれていることによつて、その機能を十分に發揮しうるものである。

相互の間に連絡統一の欠けているという点では、右に述べた慈善的或いは公益的職業紹介機関は從來の営利職業紹介業と何ら異なるところはなすが、しかし、営利職業紹介業について指摘され来たつた各種の弊害を除去し、特に失業者に取つて経済的負担となる手数料を全然徴收しないことは著しき長所であるといわなければならぬ。

右に述べた如く、わが國の職業紹介事業は、久しき間、一方においては、営利職業紹介業者の手によつて、また他方においては、若干の公共團體および私立團體の救済的又は慈善的事業として経営され来たつたのであるが、第一次世界大戦も終局に近づくに従つて、失業問題發生の危険は、当時、頻發せる労働争議とともに、重要な労働問題として取扱われるこ

ととなり、大正七年六月勅令第二百六十三号をもつて、救済事業調査會官制が制定せられ、大正八年三月、当該調査會は、内務大臣より諮問せられたる失業保護に関する施設につき、「都會ニ於テハ公共團體又ハ公益團體ノ經營ニ係ル職業紹介所ノ設置並ニ擴張ヲ奨励シ紹介所相互聯絡ヲ保ツコト」を答申したのであつた。

また内務省は、大正九年一月、東京、大阪、京都、神奈川、兵庫、愛知、三重、岡山の八府縣の主任者および上記各府縣内の公益職業紹介所事務取扱主任者を召集して、(一)紹介所相互の連絡統一の方法、(二)紹介所と他の社会事業との連絡、(三)紹介所と官公署との連絡、(四)紹介所と求職者求人者との連絡、(五)紹介手数料徴收の可否若し徴收するとせばその額、(六)身元保証人の要否、(七)職業紹介営業者との關係、(八)求職申込又は求人申込夥多の場合における措置等につき協議したのであつた。

大正九年四月には、内務次官通牒をもつて、地方長官に対して、前掲の救済事業調査會よりの失業保護に関する施設要綱を掲げ、職業紹介事業に關しては、「公共團體又は公益團體において經營せる職業紹介事業に關しては本年一月当省において協議會を開催し、其の改善意見の交換を致候え共、此の際益々之が擴張を奨励して実効を收められる様致度かつ大都市其他必要ある向においては此の際成るべく職業紹介所の設置を奨励し特に紹介所相互の連絡を得せしむる爲、特別の施設を講じて労働の需給調節に便ならしめ、尙紹介事業に關しては官公署及び各般の社会事業に關する施設と連絡を圖り実効を期せしむる様御配意相成度」と述べ、職業紹介事業の整備拡充、特に紹介所相互間の連絡の重要性を強調したのであつた。

大正九年五月には、内務省は東京、大阪、京都、兵庫、神奈川、愛知の六府縣並に東京、大阪、京都、神戸、横浜、名古屋各市の主務課長およ

び各市職業紹介所主任者を召集して、(一)職業紹介所の連絡統一に関する件、(二)諸様式一定に関する件を協議した。そして内務省は、大正九年六月一日より財団法人協調会内に中央職業紹介所を開設し、全国の公益職業紹介所の中央連絡統一を図ることとなり、同年五月二十日付をもつて、添田地方局長から地方長官に対して、次のような依命通牒を発した。

公益職業紹介所相互連絡統一に関する件依命通牒

標記の件については当省においても種々計画中に有之候処失業保護に関する施設は現下の実勢益々その必要を認め既に客月二十八日発地第九八号次官通牒の次第も有之貴官においても種々御配慮中とは被存候得共財団法人協調会においては今般その寄附行爲に基き職業紹介事業に関する施設の計画を立て準備略々相整いたる趣に付此際如斯設備を利用するとは最も機宜を得たる措置と相認め候條大要左記要領により一面各地方職業紹介所相互の連絡を図ると共に各地方と中央との連絡に關しても遺憾なきを期する様致度候付ては貴管下公益職業紹介所に対しても前叙の趣旨を充分徹底せしめ実効を收むる様御配意相成度

記

一、公益団体又は公益法人その他の者において現に公益職業紹介所を設置し又は將來これを設置したるときは左記の事項を具し内務大臣に報告せしむると共に財団法人協調会に通知せしむること

- (一) 経営の主体
- (二) 名称
- (三) 位置
- (四) 開所年月日
- (五) 設備の大要

(六) 諸規定

(七) 経費予算

職業紹介事業に付帶の事業を經營する場合はその付帶事業に付前項に準ずること

尙、前記事業計画中のものはその大要を併せて報告のこと

二、同一経営主体に於て二箇以上の職業紹介所を設置したる場合は相互の連絡統一を図るべき機関を設けしめかつ同一道府縣内に経営主体を異にする職業紹介所二箇以上あるときは地方官廳において相互の連絡統一に関する事務を管掌する等適當なる施設を講ずること

本項に依る施設に關しては前項に準じ報告及び通知すること

三、職業の需給に對しては前項の施設に依るの外客月二十八日發地第九八号次官通牒の趣旨に基き職業紹介事業とその他の方面との連絡を図り當に同一府縣のみならず更に職業需給の關係密接なる道府縣との間においても可及的連絡を保ち調節の方法を講ずること

四、前項の方法を講ずるも尙地方において職業の需要を調節すること困難なるときは第二項に依り連絡統一に關する事務を管掌する職業紹介所又は地方官廳は速にその実況を内務大臣に報告すると共に財団法人協調会に通知すること此の場合において財団法人協調会は其の調節の任に當ること

五、職業紹介所は旬報、月報、年報に依り其の事業の狀況を財団法人協調会に通知しかつ月報、年報は同時に内務大臣に報告すること

六、財団法人協調会においては前項の通知を取纏め地方官廳各職業紹介所其の他必要なる向に通報すること

七、職業紹介所において使用する求人票、求職票ならびに旬報、月報、

年報は別紙様式に準拠せしむること

但し求人票、求職票は旬報、月報、年報等の作製上支障なき限り当分の内従前の用紙を使用するを妨げず、尙様式中職業名はこれを一定し通知する迄従前の例に依り記載すること

八、前項求人票求職票ならびに旬報、月報、年報等の諸用紙は公共団体以外の経営に係る公益職業紹介所に対しては財団法人協同会より無代配布せらるべきこと

九、第四項及び第五項に依り報告又は通知を爲すべきときは管轄官廳を経由せざるること

十、大正九年三月十三日祕第五九号警保局長の通牒に係る報告は爾今地方局長へも報告すること

十一、失業保護其の他社会事業に関する事項に付地方官廳職業紹介所等に財団法人協同会より照会ありたるときは迅速回答するのみならず参考資料を送付する等精々便宜を図ること

十二、第五項及び第六項に限り本年六月一日よりこれを実施すること

公益職業紹介所は、財団法人協同会内に中央職業紹介所を開設せる大正九年六月には、僅か五十二ヶ所にすぎなかつたが、右に述べたような内務省の措置と失業の脅威による必要性とに基いて、職業紹介法の実施をみた大正十年七月までに、実に三百九十六ヶ所の激増を示した。

大正九年の恐慌以來、職業紹介所における求人数の減少、求職者の増加は、職業紹介所をして未だかつて経験せざる紹介難に陥らしめたのであるが、しかし、求人搜索に、就職口の開拓に努力して、職業紹介所の任務の重要は次第に社会一般に認められるところとなり、取扱数は次第に増加の傾向を示すに至つた。試みに大正九年六月から職業紹介法の実施をみた

大正十年六月に至る各月の事業成績を示すと、左の第七表の如くである。

第七表 公益職業紹介所月別取扱数

月	求人数	求職者数	就職者数	就職率
大正九年六月	二、〇八七	五、七七一	八、五三〇	〇・五三
七月	八、七四四	一五、〇〇一	八、七七〇	〇・五二
八月	一五、三三三	六、一八九	八、六一	〇・五五
九月	一七、六四	一八、〇六	九、五九	〇・五七
十月	一六、三三四	八、七八	九、九八	〇・五八
十一月	一六、七三三	七、九三三	九、五二	〇・五九
十二月	九、三三六	一四、三三六	七、四四〇	〇・五七
大正十年一月	八、五五二	三、三三四	一、三三三	〇・五〇六
二月	一九、三九一	三、八七七	一〇、四七七	〇・四九
三月	三三、〇三三	三、一五〇	一、〇三三	〇・四八
四月	七〇、七三三	六、三三六	三、三三三	〇・四八
五月	三〇、一四一	六、三三六	三、三三三	〇・四五
六月	一九、七四四	七、九四四	三、三三三	〇・四四

第七表でみると、求人数においては、大正九年六月から大正十年二月に至る期間、大した増加を示していない。むしろ月によつては前月よりも減少を示している場合もある。これは職業紹介所の求人搜索にもかかわらず、経済界の恐慌によつて、紹介難の深刻さを物語っているものとおもわれる。しかし、大正十年三月以降においては、求職者は次第に増大している。求人数は大正九年六月の一万一千八十七に対して、大正十年六月には二万九千七百九十四であるから、この一年間に、二・六九倍の増加にあつてゐる。求職者数においては、月によつて多少の凹凸はあるが、全体の傾向としては次第に増加し、大正九年六月の一万五千七百七十七に対して、大正十年六月には二万七千九百四十四であるから、この一年間に一・七七倍に増加して

いる。また就職者数は、大正十年一月以來、次第に増加の傾向を示しているが、しかし就職率(就職者数に対する就職者数の割合)は特に増加せず、大正九年に較べて、大正十年にはむしろやや減少している。

わが國の公益職業紹介所は、大正八年六月以降、開設せられた中央職業紹介所の連絡統一の下に、活動をつづけ、右に述べた如き事業成績を示したのであるが、大正十年四月には職業紹介法が法律第五十五号をもつて公布せられ、職業紹介事業は一段の發展を遂げるに至つた。職業紹介法の制定せられたについては、その後における國內の勞務需給關係の調整は從來の制度では不十分であり、機構の改善強化に対する要望が高まり來たことも重要な原因をなしているであろうが、この際、第一回國際勞働總會において採択せられた失業に関する條約の影響をみ逃してはならないとおもわれる。

第一回國際勞働總會は、大正八年十月、ワシントンにおいて開催せられ、會議事項の第二項目たる「失業に対する予防又は救済の件」に関する提案の採択を決議し、該提案は國際條約の形式によるべきことを決定したのである。この條約は、わが國においては、大正十一年十一月二十三日に、批准されたのであつて、その第二條は左の如くである。

本條約を批准する各締盟國は中央官廳の管理の下に在る公の無料職業紹介所の制度を設くべし右紹介所の經營に関する事項に付意見を提出せしむる爲委員を任命すべく該委員中には使用人の、及び勞働者の代表者を加うべし

公私の無料職業紹介所併存する場合においては、此等紹介所の運用を國の規模において調整する爲の措置を執るべし

諸種の各國制度の運用は關係各國と協定の上國際勞働事務局之を調整す

べし

なお第一回國際勞働總會では次のような勧告案を決議している。

勞働總會は料金を徴し又は營利の目的を以て經營する職業紹介所の設立を禁止する措置を執るべきことを國際勞働團體の構成員たる各國に対し勧告す尙現に此の種の職業紹介所の存在する場合においては政府の免許あるものに限り之を經營することを許し又成るべく速に此の種職業紹介所の廃止する爲実行し得べき一切の措置を執るべきことを勧告す。

大正十年三月九日、政府は第四十四回帝國議會衆議員に「職業紹介法案」を提出したが、提出理由を、國務大臣は次のように説明した。

公益的職業紹介の事業は、時代の要求に應じ漸次發達して参りましたが、其の効果を擧げるには、公共團體の如き有力なる團體をしてこれを經營せしめ、成るべく廣き地域において能く連絡統一を保ち、施設經營をして行くことが必要と考えます。殊に失業者に対する保護の施設として、益々その必要を感じるのでありまして、此の法案は市町村をして無料の紹介所を經營せしめ、これが連絡を円滑ならしむるを骨子としております。この趣意は第一回國際勞働總會において採択せられた失業に関する條約案趣旨とも合致する次第でありまして、彼此時勢の要求に應ずるものと考えます。

右の説明によれば、該法案提出の理由は、公益職業紹介所の拡充整備は時代の要求に基くものであること、および該法案の趣意は第一回國際勞働總會において採択せられた失業に関する條約案の趣旨とも合致するという二点である。時代の要求に即應せしむるものであるというかぎり、第一回國際勞働總會において採択せられた條約案と無關係に、この法律案は提出されたであらうとも考えられるが、條約案に批准すべき情勢にあり、また

現に批准したわが國としては、その趣旨に順應する措置を執ることは必要であつたから、少くとも條約案は職業紹介法の制定を促進せしめたものと考えて大した誤りはないであらう。

職業紹介法案は左の十五條から成り立つてゐる。

第一條 市町村長は命令の定むる所に依り職業紹介に関する事務を掌る

第二條 市町村は職業紹介所を設置することを得

第三條 内務大臣は勅令の定むる所に依り市町村を指定し、職業紹介所の設置を命ずることを得

第四條 市町村職業紹介所を設置するときは市町村長これを管理す

第五條 市町村に非ざる者職業紹介所を設置せんとするときは、行政官廳の許可を受くべし

第六條 本法に依る職業紹介所の職業紹介はこれを無料とし何等の名義をもつてするに拘らず報償として手数料その他の財物を受くることを得ず

第七條 職業紹介所の事業の連絡統一を図る爲中央及び地方に職業紹介事務局を設く内務大臣これを監督す

職業紹介事務局の管轄区域、組織及び職務権限は勅令をもつてこれを定む

第八條 職業紹介所の事業の經營に關し職業紹介委員会を置く内務大臣これを監督す

職業紹介委員会の組織及び職務権限は勅令をもつてこれを定む

第九條 市町村の設置する職業紹介所に關する経費は市町村の負担とす

第十條 國庫は勅令の定むる所に依り職業紹介所に關する経費の支出を爲す市町村に対し其の支出額の二分の一以内を補助す

勞務需給の研究(その一)

第十一條 職業紹介所の設置及び管理並職業紹介所の事業の連絡統一に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第十二條 職業紹介事業は内務大臣及び職業紹介事務局の長之を監督す

第十三條 監督官廳は職業紹介事業の監督上必要な場合に於ては業務に關する諸般の報告を爲さしめ、書類帳簿を徴し及び實地に就き業務又は會計を檢閲することを得

第十四條 有料又は営利を目的とする職業紹介事業に關しては別に命令を以て之を定む

第十五條 本法中市町村又は市町村長とあるは市制町村制を施行せざる地に在りては之に準すべきものとす

本法施行の期日は勅令を以て之を定む但し第七條及び第十二條の規定は勅令を以て他の規定より後に之を施行することを得前項の規定に依り第七條及び第十二條の規定より後に施行する場合に於ては其の施行に至る迄の間職業紹介事業の監督は内務大臣、地方長官及び郡長之を行ふ

本法施行の際現に存する職業紹介所にして市町村の經營に係るものは本法に依り設置したるものと看做す其の市町村に非ざる者の經營に係る無料の職業紹介所に付ては勅令に定むる期間内に行政官廳の許可を受くべし

衆議院議長は、職業紹介法案委員として、安原仁兵衛、土屋興、川口誠三郎、野村治三郎、國重政亮、上塚司、清水笛三郎、太田信次郎、南鼎三の九氏を選定し、互選の結果、安原氏が委員長に、土屋氏が理事になつた。そして三月十一日、職業紹介法案に關し、委員長は「本院に於て可決すべきものと議決致候」と報告し、第二説会および第三説会において、原案通り可決せられたのである。

職業紹介法案は衆議院より貴族院に送付せられ、同年三月十二日、貴族院において、第一読会が開かれた。國務大臣は、衆議院においてなしたと全く同様の提出理由を説明した。職業紹介法案特別委員として、花山院親家、吉田清風、大久保武、内田嘉吉、内田正敏、平野長祥、山之内一、永田秀治郎、高橋隆一の九氏が選定せられ、三月二十二日、特別委員長内田嘉吉氏より、職業紹介法案は可決すべきものであるとの委員会の議決を報告し、第二読会および第三読会において原案通り可決せられ、職業紹介法は、同年四月八日、法律第五十五号をもつて、公布せられた。

この法案が提出せられるや、貴衆両院において、議員より質問があり、政府当局はそれぞれ答弁をしている。質問のうち、衆議院では、南委員は次のような質問を試みた。すなわち職業紹介所の態度はつねに公平無私でなければならぬのであつて、殊に同盟罷業の行われる場合、職業紹介所は資本家にも労働者にも特別の便宜を供與してはならないものと考へられるが、この法案には、かかる場合、職業紹介所は如何なる態度をとるべきかを明記してないといふのである。この質問に対して、國務大臣は「同盟罷業ト職業紹介所トハ、今日ニ於テハ關係ヲ取ツテ居リマセヌ、ソレ故ニ明記致シマセヌ」と答弁している。この答弁によれば、職業紹介所は資本家および労働者の双方に対して、公平無私の態度をとるべきは自明のこととして、特に法文にこれを明記してないことがわかる。

なおこのほかに職業紹介法案と第一回國際労働總會において採択せられた條約案との關係および職業紹介法案の各條項に関する質疑應答は、すべて当時の議事速記録に輯録されているが、これを逐一紹介するいとまはない。ただ貴族院における職業紹介法案特別委員会の経過および結果の報告中には、委員と政府当局との質疑應答によつて、職業紹介法の性格を明か

にしている点が少くないから、重要な若干の点について記述した。

先ず第一に、社会事業の重要な事項の一つとして、わが國においてもすでに公益職業紹介事業は経営せられていくらかわらず、職業紹介法を制定するに至つた理由は、法律を定め、もつてこの事業を一層普及強化せんとするにある。もつとも公益職業紹介所の経営を法律をもつて規定し、その態様を整備することは、第一回國際労働總會において採択せられた條約案を批准せられた場合、その趣旨に合致するものである。

第二に、公益職業紹介所は、市町村が自ら進んでこれを経営するか、又は場合によつては中央政府より指定して、市町村をして経営させることになつてゐる。市町村以外の公益団体等において、職業紹介所を設置しようという場合には、行政官廳の許可を必要とすることになつてゐる。なお營利職業紹介事業の経営者は、大正十年には、全國において約八千六百の多數に上つていたのであつて、これを直ちに廃止するわけに行かないところから、市町村その他において経営せられる公益職業紹介所の普及を待つて適当に措置することになつてゐた。

第三に、市町村において経営する公益職業紹介所は無料にして全然手数料を徴收しないことになつてゐる。ここにおいて問題になるのはその経営費であるが、この経費は市町村において支弁するわけである。しかし、この事業は、元來、國家の行うべき事務であつて、これを市町村が担当するのであるから、國家から経費の二分の一以内を補助することになつてゐる。

第四に、職業紹介法によつて取扱われる職業の種類であるが、これには從來の公益職業紹介所において取扱つて來た各種の職業が含まれるが、公益職業紹介所において取扱うことを不適當とする種類の職業、例えば藝娯

妓等は除かれ、また國際條約の規定により、海洋航海に従事する船舶の乗組員も除外されることになつてゐる。

第五に、市町村において経営せられる職業紹介所の事業成績を高めるためには、その連絡統一は最も必要なことであつて、このために中央並に地方に職業紹介事務局を設置することになつてゐるが、職業紹介所の普及するのを待つて中央並に地方に凡そ五ヶ所の事務局を設置する予定になつてゐる。差当り中央事務局の仕事は内務省内の地方局において行い、その一部の仕事は財団法人協調会において取扱うことに予定されてゐた。

第六に、職業紹介所の事業経営に關し職業紹介委員会を設置することになつてゐるが、委員会は勞務者、使用者、官吏又は學識經驗ある者九人乃至十五人をもつて組織する予定になつてゐた。

職業紹介法は、大正十年四月八日に公布せられたが、その附屬命令は職業紹介事業の實際について規定するものであつて、職業紹介法の運用上、重要な關係あるために、同年四月十八日より三日間、東京、大阪、京都、横浜、神戸、名古屋の各市職業紹介所主任を財団法人協調会中央職業紹介所に召集し、内務省當局も出席して、協議会を開いた。そして各実務家の意見を参酌して、六月二十八日に職業紹介施行令を、同月二十九日に職業紹介法施行規則を公布し、告示をもつて財団法人協調会をして、職業紹介法による連絡統一に關する事務を取扱わしむることとした。もつとも大正十二年四月、勅令百七号をもつて、職業紹介事務局官制の公布をみ、中央および地方事務局が設置せられ、中央職業紹介事務局の仕事は、財団法人協調会より新設の中央職業紹介事務局に移管されたのである。

職業紹介法は、大正十年六月二十八日勅令第二百九十一号により、大正十年七月一日より施行せられたのであつて、昭和十三年に職業紹介法の改

正により、職業紹介事業が國營となるまでの事業成績を概観するにさきだち、公益職業紹介所の機能について略説しておきたい。

公益職業紹介所の設置を法律をもつて規定することを要望されるに至つた最大の理由は、第一回國際勞働總會において採択せられた條約案の趣旨および職業紹介法案を第四十四議會に提出せる際における政府の提出理由についてみるも、失業対策としての社会事業の拡充強化にあつたことは明かである。しかし公益職業紹介所を經營することによつて、失業問題そのものを根本的に解決することは殆ど全く不可能である。また公益職業紹介所はかかる任務に耐えうるものでもなければ、またそれを期待することも無理であるといわなければならない。失業問題の發生は、從來の資本主義經濟制度の下においては、固有の問題であるさえ考えられ、その機構の下において、失業問題の發生を完全に消滅せしむることは果して可能であるか否かは大いに疑問の存するところであるが、かかる措置が講ぜられうるものとしても、それは公益職業紹介所の任務とは全く別個のものであつて、公益職業紹介所は現実に存在する失業者に対して、可及的に失業期間を短縮せしめ、もつて就職の機会を得せしむることを、その任務の一としてゐる。失業者の就職機会を搜索する機関として、公益職業紹介所の存在はきわめて有意義のものである。緣故關係を全くもたないか、或いは緣故關係をもつてゐるとしても、一般にその範圍の狭い失業者にとつて、公益職業紹介所の存立することは甚だ便宜であるといわなければならない。しかし、これによつて失業問題を根本的に解決したとみることはできないのであつて、失業者の現われるのを待つてということが穩當でないならば、失業者の現われた場合に、その失業者に就職機会を仲介するにすぎないものである。

大群の失業者が簇出する時期は、一般に経済界は不況期にあつて、公益職業紹介所は失業者の就職機会の仲介に如何に努力しようとも、それは殆ど無駄な努力ではないかという議論も一應は尤もであるようにおもわれる。たしかに不況期においては、労働に対する需要量は極度に減少し、現に就職していた労働者すら解雇される状況にあるのであるから、失業者を雇入れるような余地は全くなかるうとも考えられる。しかし、労働市場の実際についてみると、不況期において、失業者が就職機会を見出すことは甚だ困難であるにちがいないが、しかし、かかる場合においても、労働に対する需要は決して絶無であるわけではない。例えば職業紹介統計をみると、求人数は、大正十三年には百九万五千余であつたが、その後の不況期には次第に減少して、大正十四年には八十五万九千余、昭和元年には七十万九千余、昭和二年には六十二万四千余となつてゐる。そしてそのうち、求人数は、再び増加の傾向を示しているが、大正十三年とほぼ同数に達したのは昭和六年のことである。すなわち不況期には、求人数は明らかに激減するが、しかし、すべての産業は全面的にその活動を停止するわけではないから、一方において、失業者を放出しつつも、他方において、なお労働に対する需要は依然として存続しているのである。ゆえに不況期においても、公益職業紹介所の活動する余地は全然ないとはいえないと考えられる。

かくの如く、公益職業紹介所の任務は、まず第一に、労働市場における労働の需給関係の不均衡を調節し、特に失業を緩和する点にあるが、第二に、産業を助長し、かつ労働機会を増大することを任務とするものであるといわれている。その意味するところは、公益職業紹介所が積極的に雇主主に働きかけて、適能の労働者を推薦し、その採用を奨励することによ

つて、事業の拡張を図らしめるといふのである。たしかに事業家のなかには、適当な労働者をうれば事業を拡張したいと考えているものもあるにちがいない。公益職業紹介所におけるかかる任務に対して、どの程度まで期待しうるかは簡単に推断を下しえないとしても、公益職業紹介所の活躍と、所員の努力とによつて相当の効果をもたらしうるものの如くに考えられる。

公益職業紹介所はその機能を十分に發揮するについて、最も重要な要件と信ぜられるものは、迅速、安價ならびに信用の三点であろう。これらの三大要件を充すことは、営利職業紹介事業におけるよりも、公益職業紹介所において、一層容易であるようにおもわれる。この点に公益職業紹介所の重要性があり、営利職業紹介業と並んで、否、それを排除しても、公益職業紹介所の拡充強化が要望せられてゐるのである。

労働市場における求職者は、その労働力を提供することによつて、生活資料をえんとしてゐるものであるから、就職機会の速かに與えられんことを希望しているにちがいない。もし職業紹介機関が全く存在しない場合には、一方に適当な求職者があつても、就職を熱望する求職者も容易にこの求職者を探し出すことはできない。職業紹介機関が存在するとしても、それぞれ相互間に連絡統一が保たれてゐると否とでは、労働仲介の機会ならびに労働仲介に要する時間に大なる差等が生ずるのであらう。

営利職業紹介業は個別に独立してゐて、相互のあいだに何らの連絡もないから、労働仲介の範囲はきわめて狭く、例えば甲職業紹介業における求人者と乙職業紹介業における求職者とが仲介されるならば、雇傭契約が成立する可能性があつても、両職業紹介業のあいだには何らの連絡もないために、空しく好機会を逸して仕舞うような場合も少くはない。これでは雇

備契約の成立に多くの時間を徒費する結果となる。

労務の需給関係を円滑ならしめ、職業紹介事業の機能を十分に發揮するには、各個の職業紹介所相互間の連絡を図る必要がある。この点を考慮して、職業紹介法に基くわが國の公益職業紹介所は全國的に統一ある連絡を保つ仕組みになつてゐる。すなわち職業紹介法の規定によつて、公益職業紹介所は、原則として市町村によつて經營されているが、その相互間の連絡状況をみると、第一次連絡においては、市町村内に數個の職業紹介所がある場合には、市町村長はその一つを指定して相互間の連絡を掌らしめ、第二次連絡においては、地方職業紹介事務局長は区域を定めて、その区域内の職業紹介所の一つを指定して相互の連絡を掌らしめ、第三次連絡においては地方職業紹介事務局はその管内の職業紹介所相互の連絡を掌り、最後に第四次連絡においては、中央職業紹介事務局は全國的連絡を掌つてゐる。従つて例えば甲職業紹介所に求職者があつて、適當なる求人者なき場合には、第一次連絡機関に通告して、指定連絡区域内の各職業紹介所に適當なる求人者を探し、なおその区域内に適當なる求人者なき場合には、さらに第二次連絡機関に同様の通告をして、適當なる求人者を探すことになつてゐる。かくすることによつて、求職者にできるだけ速かに就職口を仲介しようというのであつて、これは相互のあいだに何らの連絡もなき官利職業紹介所において企て及ばざる長所であるといわなければならぬ。

次に官利職業紹介所においては、一定の手数料を徴収しているが、官利事業としての經營を認めるかぎり、これはやむをえざるところであつて、その手数料にして不当に高くない場合、反対すべき何らの理由もない。しかし求職者の大部分、否その全部は、その生計に余裕の乏しき者であるから、職業紹介が無料でなされることは最も望ましいにちがいない。それゆ

えに國家の勞務政策として実施せられる公益職業紹介所においては、既述のワシントン國際勞働會議の條約案においてもみられる如く、手数料を徴收しないことを原則としてゐるのであつて、わが國においても、公益職業紹介所は無料で職業紹介を行うことになつてゐる。

ある論者は、職業紹介所の手数料を求職者に負担させることの不当なる点については同意しながらも、求人者に少くとも手数料の一部を負担せしむべきであると、論ずるかも知れないが、もし求人者にそれを負担させることにすれば、おそらく求人者の公益職業紹介所の利用は減少すべく、これでは求職者を救済することを主眼としてゐる職業紹介所の成績は不良に陥る危険があらう。それゆゑに公益職業紹介所では求職者に対しても、また求人者に対しても無料の取扱いをするになつてゐる。要するに職業紹介事業の実績を高めるには、特に求職者の經濟的負担を輕からしめることが最も望ましいのであつて、この目的からいつて、官利職業紹介業よりも、無料主義を原則としてゐる公益職業紹介所はるかに優れてゐるといふなければならぬ。

職業紹介事業の機能を十分に發揮する手段として、迅速、安價ということはもとより重要な要件であるが、それにも増して重要なものは信用に関する問題である。官利職業紹介業者は、業務上、熱心ではあらうが、しかし信用に関しては遺憾な点がないとはいへない。すなわち官利職業紹介業者は、これを業務として生活してゐるものであるから、適所に適材を仲介するということよりも、雇傭契約の成立によつて、手数料を徴収することを主眼としてゐるから、不適當な職業紹介をなす危険も少くはない。むしろ不適當な職業紹介は短期間に雇傭契約の解消をきたし、重ねて職業紹介の機会を私かに期待するような場合さえありうるとおもわれる。手数料

に關する問題を別にするも、當利職業紹介業に対しては、從來とも、その取締規則を嚴重に規定されているのは、信用の点において法的に監督する必要があつたからである。換言すれば職業紹介業は、本來、信用の原則に基いて活動すべき性質のものであり、當利職業紹介業に対しては、取締規則によつて、その信用の原則を維持するよう強制してゐるのである。

公益職業紹介所については、かかる取締規則はないが、失業緩和のためにする公益職業紹介所においては、元來、不適當、不確實なる雇傭契約を強いて結ばせることは、求職者ならびに求人者の利益でないばかりか、職業紹介所の事務を徒に繁雜ならしむるにすぎないから、つねに信用に重点をおき、適所適材主義を嚴守することになつてゐる。

第三章 公益職業紹介事業の統計的觀察

公益職業紹介所は、大正十年四月、職業紹介法が公布せられて以來、市

第一表 一般職業紹介(年別)

年	求人		求職者		就職者		就職率	
	男	女	男	女	男	女	男	女
大正十年	三七,五〇	五,四八	三九,〇四	一四,五五	二四,三七	八,〇七	〇・四〇	〇・五〇
〃 十一年	三七,六三	七,二六	四四,八九	三三,九一	一七,六五	三,三七	〇・四七	〇・五〇
〃 十二年	六七,八〇	一四,六八	八二,四八	四三,五二	三六,九六	三五,五三	〇・四四	〇・五三
〃 十三年	八六,一五	三〇,四八	一一六,六三	六二,七五	五七,八二	四四,六三	〇・四四	〇・五三
〃 十四年	六三,三三	一七,六八	八〇,〇一	四一,五五	三九,七二	四四,八六	〇・四九	〇・五三
昭和元年	五〇,七四	一六,九六	六七,七〇	四〇,九六	三〇,七二	二八,五八	〇・四六	〇・五三
〃 二年	四四,〇〇	一六,四〇	六〇,四〇	三二,七〇	二八,〇四	四一,四九	〇・四六	〇・五三
〃 三年	四九,三六	一〇,一〇	五九,四六	二四,七〇	一五,六二	五,九六	〇・四一	〇・四四
〃 四年	四五,九九	三〇,四二	七六,四一	三九,九六	二七,七四	四,八五	〇・三六	〇・四三
〃 五年	五二,三四	三三,四六	八五,八〇	三九,九六	二九,四五	二六,七三	〇・三六	〇・四一

町村によつて經營せられ、昭和十三年七月に職業紹介法の根本的改正が行われて、公益職業紹介所が國營化されるまで、約十八年間、ほぼ同一方針の下に活動をつづけ來たつたのである。

國營化せられた公益職業紹介所は、その機構に如何なる変化をもたらしただか、またその任務に如何なる重要性が加はつたかを検討するに先き立つて、失業緩和を主眼として創設せられた公益職業紹介所は、支那事變の勃発するまでの期間において、如何なる業績を挙げたかを、統計的に概観することは決して無意義のことではなからう。

まづ第一に、大正十年以來、昭和十一年に至る職業紹介の一般的狀況を觀察しよう。ここに示された数字には日傭労働紹介に關する分は除外されてゐることを注意されたい。

〃 六年	四八、五五	四六、五三	一、一三三、九一	九八、三三	四七、七七	一、三六、六一	三七、九六	三三、五七	四八、三三	〇・九九	〇・四五	〇・五一
〃 七年	六八、五三	四八、〇五	一、二七、四七	一、〇三、四八	四九、〇〇	一、五〇、四八	三二、三八	三九、四七	四〇、七五	〇・三七	〇・四九	〇・三〇
〃 八年	八八、〇六	六五、九三	一、一四、九六	一、〇〇、四三	五五、八八	一、五八、三二	七〇、三三	三六、九八	三三、三五	〇・三〇	〇・四八	〇・四四
〃 九年	九七、〇九	八七、九三	一、九四、〇二	一、〇八、三三	五〇、七八	一、五九、九三	四四、八三	三四、五七	三三、四〇	〇・三九	〇・四一	〇・四八
〃 十年	一、〇七、〇〇	八四、六三	一、九七、九三	一、一四、四三	五五、二五	一、七九、五八	四四、〇六	三六、六六	三二、六二	〇・四二	〇・四七	〇・四一
〃 十一年	一、三三、九六	九四、三五	二、二七、三二	一、三六、四八	五九、七七	一、七六、一四	五五、五九	三六、八八	三三、三七	〇・四二	〇・五三	〇・四七

右の第一表について見ると、求人数は、大正十年には、四月より公益職業紹介所が開設せられたため、僅か三十三万八千余に過ぎなかつた。しかし翌十一年の求人数も四十五万であつて、職業紹介所の創設当時においては、これを利用する雇主は比較的にななかつたこととおもわれる。大正十二年頃より求人数は次第に増加し、大正十三年には百万を突破している。

しかし産業の消長は景氣の変動ときわめて密接なる関係あることはいふまでもないところであつて、不況期には求人数も減退するものであることは昭和元年乃至昭和四年の求人統計が明かにこれを示している。世界的不況は昭和六年において最も甚しかつたことは一般に認められているところであるが、わが國においては、昭和六年にはすでに外國貿易關係の産業は發展の傾向を辿り、殊に滿州事變以來、一方では外國貿易が次第に活況を呈すると共に、他方では軍需産業が著しく發展したために、この事実を反映して、昭和八年以來、求人数は大いに増加し、昭和十一年には実に二百三十万に達したのである。

次に求職者数を見ると、求人数の推移とほぼ同一の傾向を示しているのであつて、大正十年には三十一万二千であつたが、逐年増加して大正十三年には約九十八万に達している。それ以後、不況期と共に求職者数は減退したが、昭和五年より再び増加の傾向を示し、昭和十一年には百七十七万以上に達している。また各年次の求人数と求職者数とを対比して見る

と、不況期においては一般に求人数よりも求職者数の方が大であるが、好況期、殊に軍需産業の著しく發展せる昭和九年以降においては求人数が求職者数を遙かに凌駕していることに注目しなければならぬ。従つてかかる好況期にあつては、求職者の労働條件が求人者の要求を満足しうるものであつたならば就職率は百分に達しえたであらう。

次に就職率を見ると、公益職業紹介所の創設せられた数年間においては、その就職率は四割三分乃至四割八分であつた。しかるに大正十四年以來、就職率は次第に低下して、昭和二年には二割七分を示している。そして昭和八年より再び就職率がよくなつて、四割以上に達している。これによつて見れば、不況期には求人数が減少すると共に、就職率も低下するものであるといふことができる。ゆゑに不況期における就職は一層の困難を伴うものであると判断することができる。次にこの就職率を男女別に見る場合、いずれの年次においても男子の就職率は女子の就職率よりも不良である。殊に不況期においても、女子の就職率は大きく低下しないにかかわらず、男子の就職率は著しく低下するのである。すなわち不況期における就職困難は専ら男子の労働者側に存することを看取することができる。

次に産業別に職業紹介の概況を観察しよう。「職業紹介統計」に示された産業の種類は工業及び鉱業・土木建築・商業・農林業・水産業・通信運輸・戸内使用人・雑業の八種であつて、先ず工業及び鉱業について示せば次の第二表の如くである。

第二表 工業及鉱業における職業紹介

年	求人		求職者		就職者		就職率		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
大正十年	八七、七六	一五、六五	一五、七三	二、七四	七、七五	一、八六	五、〇五	〇・六五	〇・六六
十一年	三九、三六	三、〇〇	二五、三〇	四、六三	七、八三	三、〇四	八、〇七	〇・五四	〇・五八
十二年	八五、八八	四、〇五	三八、九四	三、〇四	九、五九	五、四三	九、九三	〇・四七	〇・四四
十三年	三六、八八	七、六三	三九、四三	三、五七	三、八六	二、五三	一、〇一	〇・四〇	〇・四三
十四年	三九、三三	三、二四	一四、五〇	三、七三	五、四七	八、五三	六、〇五	〇・三六	〇・四七
昭和元年	三三、五三	三、四九	一五、〇五	一、七三	四、四一	七、三九	五、〇〇	〇・三三	〇・四七
二年	一〇七、三八	二四、六七	一三、九五	二〇、〇九	二八、二七	九、五二	四、三三	〇・二九	〇・四七
三年	三四、三三	七、一六	一六、三五	一、八四	二二、〇九	八、四七	五、〇九	〇・二九	〇・四八
四年	三三、三〇	三、九六	一六、七六	三、八〇	二八、三六	三、七四	六、八八	〇・三五	〇・六九
五年	一四、五三	三、七七	二五、三〇	三、七九	五、六一	三、四八	七、八九	〇・三三	〇・五一
六年	一七、〇〇	一七、八八	三三、一六	三、四三	六、九三	四、四四	一、三六	〇・六一	〇・六五
七年	一六、七五	一、四四	三三、一八	三、〇五	六、四三	九、二九	一、七三	〇・三九	〇・五五
八年	三六、三三	三、三六	四三、四九	一、五三	四、六九	一、五三	三、〇五	〇・三八	〇・五三
九年	三二、一〇	三、七五	六七、六五	四、三三	五、七四	六、七五	三、四三	〇・三八	〇・五七
十年	三六、三七	三、九六	七四、一五	四、四三	六、九三	一、七五	二、七三	〇・三八	〇・七九
十一年	五四、四一	四、四七	九七、九八	五、九八	一三、六七	二、八七	三、三九	〇・三七	〇・五三

右の第二表で、先づ第一に、求人数を見ると、第一表における場合と同様の傾向を示し、職業紹介所の開設当初においては十万内外の小数であったが、次第に増加している。しかし不況期には(すなわち昭和二年乃至五年には)減少し、満州事変以来、再び増加して、昭和十一年には九十七万余に達している。

次に工業及び鉱業の求職者数を見ると、第一表における場合と同様の傾向を示し、職業紹介所の開設当初においては九万五千余の小数であったが、次第に増加している。しかし不況期には減少し、満州事変以来、再び

増加して昭和十一年には六十九万余に達している。そして第一表の求職者数に対する第二表の求職者数の割合を見ると、職業紹介所の開設当初および不況期においては、求人数の場合におけるほぼ同一の割合を示している。しかるに満州事変後において、求人数にあつては、工業及び鉱業の求人数は一般的求人数に対して二分の一に達しているにかかわらず、求職者数にあつては、工業及び鉱業の求職者数は一般的求職者数に対して三分の一或ひはそれ以下である。これによつて見れば、工業及び鉱業の求人数は、好況期においては甚しく増加する傾向をもつてはいるにかかわらず

す、その求職者数は左程の増加率を示さないのである。これは好況期にあつては、他の産業に比較して、工業及び鉱業においては、求職者——換言すれば失業者が少いことを示しているのではなからうか。

次に工業及び鉱業の就職率を見ると、大正十年には六割強に達しているが、これは例外的に高率であつて、大正十一年乃至十三年においては四割五分乃至五割強である。しかし不況期には著しく低下して、昭和二年の如きは僅かに二割強に過ぎないのである。満州事変以後は再び上昇して四割以上に達している。次にこの就職率を男女別に見ると、男女の就職率は女子の就職率に比較してつねに不良であり、殊に不況期において甚しいことは、一般的就職率の場合と全く同一の傾向を示している。また工業及び鉱業の就職率と一般的就職率とを比較して見ると、大正十年乃至十三年においては、工業及び鉱業の就職率の方が大であり、大正十四年乃至昭和三年においては逆に工業及び鉱業の就職率の方が小さく、さらに昭和四年乃至八年においては工業及び鉱業の就職率が大であり、それ以後の年次においては再び小である。不況期において、工業及び鉱業の就職率が一般的就職率に比較して不良であることは容易に想像しうるところであるが、好況期、特

第三表 土木建築業における職業紹介

年次	求人		求職者		就職者		就職率	
	男	女	男	女	男	女	男	女
大正十年	三〇、八六〇	一四、一	三、五九	四〇	三、六九	一六、七五	〇・四八	〇・七〇〇
〃 十一年	三六、七三	一八一	四、四六	九	一八、五六	五	〇・五九	〇・七四
〃 十二年	八、〇九四	四七	六、三三	一三	四、一八	四	〇・五二	〇・三八
〃 十三年	一五、三六	四三	九、四九	一	七、七八	八	〇・五〇	〇・六七
〃 十四年	一四、一八一	四五	九、三三〇	三〇	五、七四六	一五	〇・五六	〇・四七
計	三、〇〇八	三、〇〇八	三、五九	四〇	三、六九	一六、七五	〇・四八	〇・七〇〇
計	三、〇〇八	三、〇〇八	三、五九	四〇	三、六九	一六、七五	〇・四八	〇・七〇〇

に昭和九年乃至昭和十一年において工業及び鉱業の就職率が一般的就職率よりも劣つている理由は何によるものであろうか。いま満州事変以後における就職率を男女別に見ると、一般的就職率にあつては、男子の就職率に比較して女子の就職率はつねに大であるが、その差は大して著しくない。これに反して工業及び鉱業の就職率にあつては、男子の就職率に比較して女子の就職率も、一般的就職率における場合と同様、つねに大であるが、しかもその差は著しく大である。この差異は不況期以来、同一の傾向を保つてゐるが、満州事変前後より女子の就職率は甚しく改善せられてゐるにかかわらず、男子の就職率は大して増加してゐないのである。従つて満州事変以来、工業及び鉱業の就職率の増大は専ら女子の就職率において著しく現われたものであることが看取できるのであつて、満州事変以後の好況期においては、専ら繊維工業において、女工の需要が顯著に増大したものとおもわれる。またこれを反面より見れば、満州事変以後、工業および鉱業の就職率は改善せられたとはいへ、未だ重工業或いは軍需工業が特に拡大せられなかつたがために、女子の就職率に對比して男子の就職率が著しく劣つてゐるのではなからうか。

次に土木建築業における職業紹介の概況を示せば左の第三表の如くである。

昭和元年	一〇八、四三三	三六一	一〇八、七三三	五、五八六	二〇〇	七、八〇六	三、四四五	一八〇	三、六五五	〇・五九二	〇・四三三	〇・五五〇
二	七、三三三	三五	七、三〇七	三、六六一	三五	三、九六六	三、〇六〇	一六	三、三三六	〇・五〇四	〇・六六六	〇・四〇四
三	三、六六七	六八五	三、七三三	五、八八八	四三	三、九三三	三、七四〇	三、〇六〇	三、六〇〇	〇・五三三	〇・六六六	〇・四〇四
四	五、九八五	六九	五、九一六	六、三三四	六〇	六、九四四	三、九四〇	元、三三五	元、三三五	〇・四四〇	〇・六五五	〇・四三三
五	六、六八〇	七七	六、四一七	六、四八八	四二	七、〇〇〇	五三	三、一五〇	三、一五〇	〇・三八〇	〇・五七七	〇・四三三
六	一〇、六三三	三、七〇七	一〇、五三〇	三、〇三七	三、三三三	一三、四四〇	七、五八〇	二、九一九	七、九七九	〇・五五五	〇・六八八	〇・五九二
七	八、五五一	三、八〇八	八、九一九	一〇、八八八	四、三三三	一五、二六六	六、〇七九	三、〇七九	六、〇七九	〇・五三三	〇・七五五	〇・五九二
八	七、九一九	四、一三三	一〇、〇〇一	八、九四八	四、五五五	一〇、〇三三	六、九七七	三、三三三	六、四四四	〇・五二二	〇・七五五	〇・五九二
九	九、三二二	三、六七七	一〇、八八八	八、五八八	三、三三三	八、三七八	六、八八八	二、二二八	六、二二二	〇・七三三	〇・八三三	〇・七五五
十	一六、五七七	三、三三七	一九、九四〇	八、〇〇八	三、三三三	六、三六〇	六、六八八	二、七六六	六、六八八	〇・七三三	〇・八三三	〇・七五五
十一	一五、九七七	四、四八八	一七、四四四	九、三三六	三、三三三	六、六六六	七、四四四	三、六六六	七、二二二	〇・八三三	〇・八三三	〇・八三三

右の第三表で、先ず第一に求人数を見ると、第一表における場合と同様の傾向を示し、大正十年には僅か三万余であつたが、次第に増加して大正十四年には十四万余に激増している。しかし昭和元年より次第に低下の傾向を示し、昭和四年には五万九千に減少したのである。しかるにそれ以後、再び増加して、昭和十一年には十七万余に達している。そして男子に対する求人数と女子に対する求人数と比較すれば、第一表においては女子一人に対して大体男子五人の割合であるが、土木建築業においては男子に対する女子の割合は甚だしく少い。これは職業の性質上、女子労務に対する需要が極めて少いことを示しているものである。

次に土木建築業の求職者数を見ると、求人数の場合に比べると同様に、職業紹介所の開設当初にあつては、その数は僅少であつたが、次第に増加の傾向を示している。しかし昭和元年以来、昭和四年ごろまでの不況期においては相当の減少を示している。そして求人数は、満州事変以来、継続的に増加しているにかかわらず、求職者数は昭和八年を最高として、僅かながらも減少しているのである。この点は、満州事変以来、工業および鉱

業における求職者数の急激に増加してゐるのは全く趣を異にしてゐる。これは、土木建築業においては、満州事変以来、工業および鉱業が急速に発展したような事実を見ることができなかつたことに原因しているものとおもわれる。

次に土木建築業の就職者を見ると、大正十年には、七割五分であつたが、不況期には著しく低下して、昭和五年の如きは三割八分に激減している。しかしその後の就職率は、次第に改善せられて、昭和十一年には八割二分弱に達している。さらにその就職率を男女別に見ると、大体において、男女のあいだに大差はない。しかし不況期においては、女子に比較して男子の就職率はやや不良である。さらに土木建築業の就職率を、第一表における一般的就職率と対比すれば、いずれの年次においても土木建築業の就職率はつねに一般的就職率よりも遙かに大である。ただ昭和六年における土木建築業の就職率はその前後の就職率よりも甚だ低く、同年における一般的就職率にほぼ接近している。要するに土木建築業の就職率は、好況時においても、また不況時においても、一般的就職率よりも大であ

る。もちろん不況期においては土木建築業の就職率も低下する事実を見逃すわけには行かないが、一般的就職率に比較すれば、土木建築業の就職

率の方がつねに高いのである。

次に商業における職業紹介の概況を示せば左の第四表の如くである。

第四表 商業における職業紹介

年	求人		求職者		就職者		就職率	
	男	女	男	女	男	女	男	女
大正十年	八六、六〇六	一、九四四	六、五七〇	五、七〇〇	五、七〇〇	五、七〇〇	〇・〇四三	〇・〇四七
〃 十一年	三三、六二二	五、三三三	二六、七四四	八、八〇〇	一、三三〇	四、一七〇	〇・〇四二	〇・〇四三
〃 十二年	三三、四一六	一三、七九七	三三、七九五	一五、〇〇三	三、三三五	七、八〇九	〇・〇五五	〇・〇五三
〃 十三年	三、四八五	三、一四一	三、七〇七	三、〇三三	六、六六六	九、一六六	〇・〇四九	〇・〇四二
〃 十四年	三、六九六	一八、五三三	三、五〇四	一、二五三	六、一三〇	二、八四四	〇・〇三一	〇・〇三一
昭和元年	一五、九八八	一五、六七九	一九、五七七	一七、八四六	六、八〇九	四、九三三	〇・〇六六	〇・〇六八
〃 二年	一、四九六	一五、五五六	一六、五五五	一六、三三三	九、四六六	四、八八八	〇・〇七一	〇・〇五五
〃 三年	一、三六三	一八、四八〇	一八、一七三	一、四一四	一七、六六九	四、三三三	〇・〇六六	〇・〇六八
〃 四年	一、六〇〇	一九、九三三	一八、〇二二	一、八八七	一七、一八二	四、五七七	〇・〇三七	〇・〇三九
〃 五年	一、〇一六	一八、三〇六	一八、八八八	一、九〇九	一七、九八七	四、五七七	〇・〇三五	〇・〇三六
〃 六年	三、〇三二	四、〇二一	三、四三三	三、三六一	六、二六六	七、九六六	〇・〇五五	〇・〇三一
〃 七年	三、〇九二	四、四三三	三、五五五	三、〇七九	六、一六六	七、三三三	〇・〇五三	〇・〇三一
〃 八年	三、三九九	五、八三三	三、六二二	三、〇〇四	三、七七一	八、二二二	〇・〇三三	〇・〇三一
〃 九年	三、六九一	五、九三三	三、一七四	二、四六五	三、九八三	九、七五五	〇・〇三八	〇・〇三四
〃 十年	三、〇九七	五、七三三	三、六九三	一、七〇四	二、七三三	七、九三三	〇・〇五五	〇・〇三〇
〃 十一年	三、〇〇六	三、〇七六	三、七三三	一、七三三	三、七三三	三、八三三	〇・〇七三	〇・〇七一

右の第四表で、まず第一に求人数を見ると、第一表における場合と同様の傾向を示し、大正十年には僅か八万六千余であつたが、次第に増加して大正十三年には二十七万余に激増している。しかし大正十四年より遞減して、昭和四年には十八万となつてゐる。しかるにそれ以後、再び増加の傾向を示して、昭和十一年には三十六万余に達している。そして男子に対す

る求人数と女子に対する求人数とを比較すれば、職業紹介所開設当初にあつては男子一人に対して女子は二十分の一乃至十分の一に過ぎなかつたのであるが、大正十四年ごろより、男子に対比して女子に対する求人数は、十分の一程度まで増加している。この増加傾向は、次第に大きくなり、最近では四分の一程度に達している。要するに商業においては、女子

に対する求人数は、近來著しく増加し來たつたのであつて、この増加割合は、第一表における該事實に比較して、注目すべき特色を示している。すなわち職業紹介所における一般的求人数の男子割合は大した変動を示していないに反して、商業の分野においては、女子勞務者に対する需要は急激に増加しているのである。

次に商業における求職者数を見ると、求人数の場合に比べると同様に、大正十年には五万四千余に過ぎなかつたが、逐次増加して大正十三年には二十万を越えた。そのうち、多少の減少を示したが、昭和五年より再び増加して、昭和十一年には二十七万以上に達している。求職者数は求人数とほぼ同一の傾向を示しているとはいへ、兩者のあいだにおける特異点をあげるならば、第一に求職者数は不況期においても余りに減少しないことである。第二に、滿州事変当時には、最高数を示し、それ以後においてはやや減少の傾向を示していることである。第一の点については、不況期においては、商業界も亦その活動を縮少し、少くとも活動範圍を拡大しないために、求人数は著しく減少したにかかわらず、求職者の数は殆ど減少しなかつたのである。第二の点については、商業界の活動範圍の拡大に應じて、昭和八、九年ごろまではその求職者数も次第に増加したのであるが、それ以後に

第五表 農林業における職業紹介

年	求人数		求職者数		就職者数		就職率		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
大正十年	一、二九〇	三、三六	五、五五	九	六、四〇	六	〇・四七九	〇・六七	〇・四八三
十一年	一、三三三	三	一、五三	三〇	一、五三三	六三	〇・四八	〇・四〇〇	〇・四六一
十二年	三、七二	一七	三、四四	三	三、四七	九	〇・四〇一	〇・三九三	〇・三九八
十三年	三、六四	二四	三、七八	三	三、三九	三	〇・四〇九	〇・三〇〇	〇・四三三
十四年	三、五二	三	三、七七	三	三、四〇五	五	〇・五三六	〇・六四七	〇・五三三

においては、商業よりも他の産業特に工業界において就職口を求めんとする者が増加したために、商業における就職者数がやや減少したのではなからうか。

次に商業における就職率を見ると、職業紹介所の開設当初から大正十三年までは、約五割見当の就職率を示しているのであるが、不況期に入つてからの就職率は次第に低下し、昭和六年には僅か二割四分である。そのうち就職率は僅かながら増大はしているものの、昭和十一年においても三割四分に過ぎない。滿州事変後、一般産業界特に工業における就職率は著しく増大しているのに反して、商業における就職率は大した増加を示していないのである。さらにその就職率を男女別に見ると、職業紹介所開設以來、男子の就職率に比較して女子の就職率はつねに優位を占めていたのであるが、昭和四年以來、その地位は逆になつて、女子の就職率は男子の就職率よりも低くなつてゐる。これは不況期のみ現象ではなくして、滿州事変以後においても同一の傾向を示している。滿州事変以後、求人者においても、また求職者においても、女子は次第に増加しているにかかわらず、女子の就職率が比較的に低いといふことは、商業における女子の就職機会が次第に困難を加えつつあることを物語つてゐる。

次に農林業における職業紹介の概況を示せば左の第五表の如くである。

昭和元年	三、五八	二、五五	三、八八三	四、四〇〇	二、六	四、五九	二、〇七七	六	二、二六	〇・四九	〇・六四	〇・四九
二	三、九七	二、九二	四、一九	三、九四	一元	五、〇三	二、一五	一〇五	二、三〇〇	〇・四三	〇・七五	〇・四二
三	四、三五	三、七	四、四九六	四、七七	一元	四、三三	二、一九	二八	二、三六	〇・四八	〇・八八	〇・四九
四	四、三	四、七	四、七九三	四、八四	三、六	五、〇〇	二、五八	一六七	二、七五	〇・五〇	〇・八一	〇・五三
五	五、〇九	七、四	五、八三	六、四九	四、四	六、八三	三、一八	三、八	三、五七	〇・四二	〇・八〇〇	〇・五三
六	六、六〇	八、四	六、九四	六、六八	六、七	七、三三	三、九四	五八	四、四三	〇・五四	〇・八四	〇・六五
七	一、七二	一、五	三、五四	九、九七	七、〇	一〇、七九	七、四九	六七	七、九六	〇・七三	〇・九九	〇・七四
八	一、五、八三	二、六八	一、八、四三	三、五〇	一、四八	一三、九八	一〇、五八〇	一、四一	一三、〇一	〇・八〇	〇・七五	〇・八三
九	三、三、五	二、九六	二、六四三	一、七、八三	二、三三〇	三〇、〇四	一五、三三五	二、三三	二、七、四六	〇・八六	〇・九二	〇・八七
十	三、三、六	三、五八	三、五、九四	三〇、三	二、九七	三三、三三	一七、九	二、七九	三〇、七八	〇・八六	〇・八七	〇・八九
十一年	三、三、四三	三、〇四	三、六、四七	一、七、三	三、五二	一九、九	一五、〇三	二、四五	一、七、四八	〇・八四	〇・九三	〇・八七

右の第五表で、まず第一に求人数を見ると、第一表またはすでに述べた各種の産業における求人数とは異なる傾向を示し、職業紹介所開設以來、逐年増加の傾向を辿り、不況期においても求人数は減少していない。ただ不況期においては求人数は余りに大した増加を來たさなかつたというに止まる。昭和六年における求人数は約七千に過ぎなかつたが、昭和七年以來、急激に増加して、昭和十一年には二万六千余に達している。そして求人数を男女別に見ると、職業紹介所開設当初においては、男子一人に対して女子は十五分の一見当(大正十年は例外)であつたが、次第にその比率は改善せられ、大正十四年乃至昭和四年ごろには十分の一に、それ以後は七分の一程度まで増加している。

次に農林業の求職者数を見ると、求人数の場合に比べると同様に、求職者数は、逐年増加の傾向を示している。但し昭和十一年にはその前年より僅少なから減少している。そして職業紹介所の開設せられた大正十年には僅か六百に過ぎなかつたのであるが、次第に増加して、大正十四年には四千以上に達した。その後の増加数は極めて僅少である。しかし昭和五年以

來、再び大なる増加を來たし、昭和七年には一万を突破している。また求職者数の男女別を見ると、職業紹介所開設当初にあつては、男子求職者に対する女子求職者の割合は極めて小さいのであるが、滿州事變以來、一割以上に達している。ゆえに爾余の産業に比較して、農林業の求職者数は一般に僅少であるが、特に女子求職者数は少く、滿州事變以來、男子求職者に対する女子求職者の割合も次第に高まつて來たのである。

次に農林業の就職率を見ると、就職率は、職業紹介所開設当初においては、四割乃至四割五分見当であつたが、そのうち、不況期にもかかわらず、爾余の産業における就職率とは異なり、やや増大の傾向を示し、滿州事變以後においてはますます良好であつて、昭和十一年には既に九割弱に達している。ゆえに最近においては求職者の約九割が就職しうる好成績をあげている。さらにその就職率を男女別に見ると、男子就職率に對比して女子就職率はつねに大である。殊に職業紹介所開設以來、滿州事變までは、男子の就職率に比較して女子の就職率は遙かに良好であつた。滿州事變以來、男子の就職率が著しく女子の就職率に接近して來たのは、女子の就職

率が改善せられたよりも、男子の就職率が一層より多く改善せられたことに原因している。

次に通信運輸業における職業紹介の概況を示せば左の第六表の如くである。

第六表 通 信 運 輸

年	求 人 数		求 職 者 数		就 職 者 数		就 職 率	
	男	女	男	女	男	女	男	女
大正十一年	一九,九〇二	一三,〇〇〇	一四,八三三	一三,〇〇〇	二,五五七	二,五五五	〇・七八〇	〇・七六七
十一年	二一,八五六	一四,四〇〇	一七,四八八	一四,一五二	二,四九〇	一,〇三三	〇・六七〇	〇・六六六
十二年	四三,五〇五	一八,八〇〇	四一,五五五	四二,一〇〇	一八,二九二	一八,三九二	〇・五〇三	〇・五〇〇
十三年	四七,五八八	一七,〇〇〇	四七,五五五	四七,六六六	二,二八八	二,八八八	〇・四七五	〇・四三三
十四年	六八,九〇〇	一六,八〇〇	七〇,三三三	六八,三三三	二,九四四	三,三三三	〇・三三一	〇・三三三
昭和元年	一八,四四六	一三,三三三	一八,四四一	一三,三三三	六,八八八	七,二二二	〇・三六八	〇・五三三
二年	一五,六六七	一三,九九九	一六,八八八	一三,七七七	五,五五五	五,七七七	〇・三三三	〇・三三三
三年	一五,一〇四	一三,四四四	一六,三三三	一三,三三三	四,七七七	四,八八八	〇・三一五	〇・三三三
四年	一三,四〇三	一三,四四四	一三,三三三	一三,三三三	五,五五五	五,五五五	〇・三三三	〇・三三三
五年	二一,二一九	一三,九九九	二一,九九九	一三,九九九	五,五五五	五,五五五	〇・二六六	〇・三三三
六年	二〇,八八四	一三,九九九	二〇,九九九	一三,九九九	六,六六六	六,六六六	〇・二七七	〇・二七七
七年	二二,九〇四	二〇,八八八	二二,九九九	二〇,九九九	八,八八八	八,八八八	〇・二七七	〇・二七七
八年	二六,三三三	三三,三三三	二七,九九九	二七,九九九	一,〇〇〇	一,〇〇〇	〇・三三三	〇・三三三
九年	三三,三三三	四四,四四四	三三,三三三	三三,三三三	二,二二二	二,二二二	〇・三三三	〇・三三三
十年	三三,三三三	三三,三三三	三三,三三三	三三,三三三	二,二二二	二,二二二	〇・三三三	〇・三三三
十一年	三三,三三三	三三,三三三	三三,三三三	三三,三三三	二,二二二	二,二二二	〇・三三三	〇・三三三

右の第六表で、まず第一に求人数を見ると、大正十年には約二万であったが、次第に増加して大正十三年には四万九千に達している。しかしその後においては逐次、減少して昭和六年には僅か一万三千未満に過ぎない。この不況期においては、通信運輸業の活動範囲は大いに縮小せられ、或いは活動範囲の拡大が阻止せられて、新らしき労務の需要は停止したことを

暗示している。しかし昭和七年以来、求人数は徐々に増加して、昭和十一年には再び四万人に達しているが、未だ大正十三年の四万九千には遙かに及ばないのである。さらに求人数を男女別に見ると、職業紹介所開設当初の女子求人数は極めて少数であつて、男子求人数の約八十分の一にも達しなかつたのであるが、昭和三年以来、十分の一に、最近では七分の一見当

まで増加している。

次に通信運輸業の求職者数を見ると、求人数の場合に比べると同様に、求職者数は、大正十年には一万五千であつたが、次第に増加して大正十三年には四万八千に達している。しかるに、そのうち次第に減少して昭和三年には二万七千余となつてゐる。求人数の場合に比較すれば、求職者数はすでに昭和四年より再び増加の傾向を示し、昭和十一年には五万八千以上に達してゐるのである。また求職者数の男女別を見ると、男子の就職者数は男女合計の就職者数と全く同一の傾向を示しているが、女子の就職者数にあつては、これとは全く別個の傾向を示し、逐年つねに増加してゐるのであつて、不況期においても減少してゐない。しかし、男子の就職者数に比較すれば、女子の就職者数はその比率において極めて小さく、大正十年には二百分の一以下であつた。昭和四年に至つて十分の一まで増加し、さらに昭和十一年に至つて約七分の一に増加してゐる。従つて男子の就職者数に対する女子の就職者数の割合は小であるが、逐年の増加率は男子に比較して女子の方が著しく大であるといふのであろう。

次に通信運輸業の就職率を見ると、大正十年においては七割七分の就職

第七表 戸内使用人

年	求人			求職者			就職者			就職率		
	男	女	総計	男	女	総計	男	女	総計	男	女	総計
大正十年	一三、四七	七、〇五〇	四〇、五七	五、六五	六、六三	三、六八	八、五四	四、〇〇	一三、五三	〇・三三	〇・五九	〇・六八
十一	一七、四九	三、〇三	五、八一	五、七一	一〇、九	四、三三	二、九一	五、八五	一七、七六	〇・三九	〇・七七	〇・五三
十二	五、六一	六、七二	九、三三	五、四九	一、九、六一	六、三〇	七、七六	三、八三	三、〇〇	〇・三四	〇・四九	〇・四一
十三	六、三三	六、三四	二四、五九	六、二五	四、四三	一五、七八	三、三三	三、四七	四、八三	〇・三三	〇・五三	〇・四三
十四	一、三九	八、六五	一七、九四	三、八三	四、六一	一〇、四四	二、四四	三、七六	五、九〇	〇・二〇	〇・五四	〇・三四
昭和元年	一八、〇八	三、四四	二二、四三	六、九六	四、四四	一八、七〇	九、八九	二、三四	三、一三	〇・二一	〇・五五	〇・三四

労務需給の研究(その一)

率を示したが、逐年、次第に低下して、昭和五年には僅か一割八分弱である。そのうち、幾分の増加を示しているが、しかし、昭和十一年においてもなお三割三分強に過ぎない。これは大正十年における就職率の半分にも達してゐない。ゆえに通信運輸業においては、不況期にはもちろん、満州事変以後においても、その就職は、爾余の産業における就職に比較すれば甚だ困難である。さらにこの就職率を男女別に見ると、男女共に就職率は次第に低下し、殊に不況期において甚しいが、その低下の割合は、女子におけるよりも男子において特に大である。職業紹介所開設当初および満州事変以後においては、女子の就職率は男子の就職率よりも遙かに低いが、不況期においては両者の就職率はほぼ同一であり、年によつては女子の就職率は男子の就職率よりも却つて大なる場合さえある。要するに、通信運輸業にあつては、不況期においては男子の就職は特に困難なる傾向を示しているものといわなければならぬ。

最後に、戸内使用人における職業紹介の概況を示せば左の第七表の如くである。

〃 二年	一五、七五七	九六、四九七	一四四、〇〇六	三三、六六六	六〇、四四四	一三四、二一〇	九三、七七一	三三、四四四	四一、八二八	〇・一四四	〇・五五五	〇・三四四
〃 三年	一五、六九〇	一〇〇、四八八	一三六、三三八	六、六六九	六七、〇七一	一三八、七三〇	八、七〇四	三三、六九三	四一、三九七	〇・一四二	〇・五五三	〇・三四五
〃 四年	一四、七七七	一三六、四四〇	一四二、二四七	四、三三九	七、三三六	一四一、六〇三	八、五九八	元、八六六	四八、四四四	〇・一三四	〇・五五六	〇・三四一
〃 五年	一三、〇九〇	一六五、三三八	一七、七七八	七、九六六	二六、六六九	二〇九、五五五	七、五五五	三、五五五	七、〇七四	〇・一〇三	〇・四六五	〇・三三九
〃 六年	一三、三三三	一三〇、六三三	一三三、九四三	六、五七七	一六、三三五	二四、七三三	六、七八八	七、三三九	八、五九七	〇・〇九九	〇・四七六	〇・三五四
〃 七年	一三、六六八	一三三、四四四	一三六、七七一	七、六六六	三三、三三三	二六、一九三	七、七七七	一〇一、三三三	一〇、六六六	〇・〇九九	〇・四七七	〇・三六七
〃 八年	一五、三〇四	一三〇、四九九	一三五、七三三	八、三三三	三〇、七三三	二八三、九四九	九、〇八四	九、八六六	一〇、八九三	〇・一〇〇	〇・四九五	〇・三八四
〃 九年	一七、一八〇	一四二、三三四	一六二、四四四	八、〇八八	一五、三三八	二五、九六六	一〇、一〇九	四、三三六	一六、三三七	〇・〇三三	〇・五三〇	〇・四〇〇
〃 十年	一九、一七七	一五五、五五五	一七四、七四七	七、八八八	一九、九三三	三三、五七二	二、〇九九	一〇一、〇三三	一一、三三三	〇・一五〇	〇・五三六	〇・四三三
〃 十一年	三、四八八	一五七、六六六	一六〇、四四四	七、七〇九	一六、七〇〇	二六、〇四四	二、八六一	一〇一、三〇〇	一一、〇六一	〇・一六一	〇・四三三	〇・四三四

右の第七表で、まず第一に、求人数を見ると、大正十年には四方であり、逐年、増加の傾向を示し、不況期においても減少せず、昭和十一年には三十八万余に達している。さらにこの求人数を男女別に見ると、逐年、増加の傾向を示している点においては、男女ともに全く同一である。しかし、その増加率は、男子に比較して、女子において甚だ大である。すなわち男子においてはは大正十年の一万三千に対して昭和十一年は二万二千であるから、九割強の増加に過ぎないが、女子においてはは大正十年の二万七千に比較して三十五万余であるから、実に百三十割の激増である。ゆえに戸内使用人に対する求人数は景氣の如何に関係なく、逐年、増加の傾向を示し、しかもその傾向は女子の側において顯著である。また爾余の産業における場合とは異なつて、戸内使用人においては、男子の戸内使用人に対するよりも女子の戸内使用人に対する求人数が、しかも著しく多いのである。

次に戸内使用人における求職者数を見ると、求人数の場合におけるとほぼ同様に、不況期においても求職者数はつねに増加しているのであつて、

大正十年には三万三千であつたが、逐年、増加の傾向を示している。ただ昭和七年の二十九万を最高として、そのうち、幾分の減少を來たしているが、昭和十一年には二十六万である。またこの求職者を男女別に見ると、いずれも、逐年、増加の傾向を示し、女子においては昭和七年の二十二万が最高であるが、男子においては昭和八年の八万二千が最高である。女子においては、大正十年には僅か六千余であつたが、逐年、急激に増加している。これに反して男子にあつては、大正十年には二万五千余で、同年の女子求職者の約四倍であつたが、その増加率は女子求職者数に比較して遙かに劣つてゐるために、昭和二年は男女の求職者数はほぼ同数となり、その後においては、つねに女子の求職者数は男子のそれを遙かに凌駕してゐる。

次に戸内使用人の就職率を見ると、大正十年には三割九分であつたが、僅少なから次第に増加して、大正十三年には四割強を示している。しかるに、大正十四年より減少し、この傾向は昭和五年まで持続した。しかし、昭和六年より再び増加して、昭和十一年には四割三分に達している。ゆえ

に戸内使用人にあつては、その求人数も、また求職者数も、景氣の如何に關係なく、逐年、増加の傾向を示しているが、その就職率は、不況期においてはやや低下している。さらにこの就職率を男女別に見ると、いずれの年次においても、女子の就職率に対して男子の就職率は著しく不良である。ゆえに戸内使用人にあつては、男子の就職は、景氣の如何に關係なく、女子の就職よりも遙かに困難であるということが出来る。また女子の就職率は不況期においてはやや低下しているが、大体において、いずれの年次においても五割以上の就職率を示している。これに反して男子の就職率は、不況期においても著しく低下しているのみならず、満州事変以後においても大して増大していない。これによつて見れば、男子の戸内使用人

第八表 産業別による職業紹介 (昭和十一年)

産業	求人		求職者		就職者		就職率				
	男	女	男	女	男	女	男	女			
工業及鉱業	五二四、四二	四二、四七	七〇、八九	五九、八八	二四、七〇	六九、四八	一三、六七	二八、六七	三〇、三九	〇・二七	〇・七三
土木建築	一五、九七	四四、八	一七〇、四五	九、三六	三、三九	四、五五	四、四一	二、六七	七、一八	〇・八六	〇・八八
商業	三〇〇、五八	七〇、〇六	一七、三三	一七、三三	九、一四	三七、五八	九、八九	三、四五	四、二四	〇・三三	〇・七一
農林業	三三、四三	三、〇四	三、〇四	一七、七四	二、五二	一九、九六	二五、〇三	二、四五	七、四八	〇・八四	〇・九五
通信運輸	三、四一	五、三三	四、五八	四、九二	一〇、六七	五、六九	七、三三	二、四五	九、六七	〇・五八	〇・三三
戸内使用人	三、四八	三、九七	三、〇四	七、七九	一六、七〇	三六、四九	二、六一	一〇、一〇	一三、〇六	〇・六一	〇・三三
合計	一、〇〇〇、〇〇										

右の第八表で、まず第一に、求人数を見ると、工業及鉱業の九十七万が最も多く、これについて戸内使用人の三十八万、商業の三十万が多いが、この両者を合計しても工業及び鉱業の九十七万には遙かに及ばないのである。ゆえに職業紹介所に持ち込まれる求人数は、工業及び鉱業において断然多いということが出来るであろう。さらにこの求人数を男女別に見る場合、男子の求人数においては、工業及び鉱業の五十一万が依然として第一

の就職機会は、近來一般に困難を加えつつあるものと考えられる。以上、産業別による職業紹介の概況を、時間の経過との關係において觀察した。(水産業は比較的その數量が少いために、また雑業は雑多の産業を包括しているために、これを除外した)。しかしこの觀察は産業別に個別に行つたものであつて、各種産業相互間の關係を比較対照するには不十分であるから、さらに各種の産業間における職業紹介の概況を、比較対照するために、昭和十一年の事實について説明しようとおもう。昭和十一年における産業別による職業紹介の概況を示せば左の第八表の如くである。

位を占め、これについて商業の三十万が多い。戸内使用人は僅かに二万余であつて、あらゆる産業中、最も少ない。ゆえに戸内使用人は、男女の合計においては、第二位を占めているが、これは女子の戸内使用人に対する需要が大であるためであつて、男子の戸内使用人に対する需要は甚だ少ない。しかるに、工業及び鉱業においては、男子に対する需要は女子に対する需要よりもやや多いが、その差は大でない。従つて職業紹介所に持ち込

まれる求人数は、男女の合計のみならず、男女別に見る場合も、工業及び  
 鉱業において最も多いのである。

次に求職者数について見ると、工業及び鉱業の六十九万が第一位を占  
 め、商業の二十七万余、戸内使用人の二十六万がこれについて多い。さら  
 にこの求職者数を男女別に見ると、男子においては、工業及び鉱業の五十  
 三万が第一位を占め、商業の十八万余、土木建築業の九万余がこれにつ  
 が多い。しかるに女子においては、戸内使用人の十八万余が第一位を占  
 め、工業及び鉱業の十六万余、商業の九万がこれについて多い。ゆえに工  
 業及鉱業における求職者数は男女ともに多く、戸内使用人においては女子  
 が著しく多く、男子が著しく少ない。

さらに求人数と求職者数との関係を見ると、通信運輸業を除けば、い  
 らの産業においても、求人数は求職者数を超過している。もつともこの関  
 係を男女別に見ると、工業及び鉱業においては、男子求職者数は男子に対  
 する求人数よりもやや多いが、女子にあつては、求職者数に対して求人数は  
 約三倍に達している。ゆえに工業及鉱業においては、男子の求人数と、求  
 職者数とはほぼ均合しているが、女子の供給量は著しく不足している。次  
 に土木建築業においては求職者数よりも求人数の方が遙かに多く、これを  
 男女別に分けて観察しても同様の結果を示している。商業においても求  
 人数は求職者数よりも多いが、女子においては求人数よりも求職者数の方が  
 遙かに多い。ゆえに商業においては、女子に対する需要量よりも供給量の

方が多く、職業戦線に活動せんとする女子が比較的が多いことを示してい  
 る。農林業においては求職者数よりも求人数の方が多く、これを男女別に  
 見ても同一の傾向をもつている。しかるに、通信運輸においては、農林業  
 の場合とは反対に、全体においても、また男女別においても、求人数より  
 求職者数の方が多し。最後に、戸内使用人は求人数よりも求職者数の方が  
 少いが、しかし男子の求職者数は男子に対する求人数の三倍以上に達して  
 いるにかかわらず、女子の求職者数は女子に対する求人数の半数に過ぎな  
 いのである。

最後に、就職率を見ると、農林業の八割七分が第一位を占め、土木建築業  
 の八分一厘がこれについて多い。そして工業及び鉱業或ひは戸内使用人の  
 就職率は四割見当、商業及び通信運輸業においては三割四分見当に過ぎな  
 い。さらにこの就職率を男子別に見ると、就職率の最も悪いのは男子戸内  
 使用人の一割六分、男子通信運輸業の二割二分、男子商業の二割七分であ  
 る。反対に就職率の最も良いのは女子農林業の九割三分、男子農林業の八  
 割六分、男子土木建築業の八割一分、女子土木建築業の八割、女子工業及  
 び鉱業の八割二分である。

職業紹介の概況を全国的に観察し来たつたが、さらに府縣別に職業紹介  
 の概況を観察しようとおもう。昭和十一年の府縣別による職業紹介の概況  
 を示せば左の第九表の如くである。

第九表 府縣別による職業紹介 (昭和十一年)

道府縣	求人		就職者		就職率	
	男	女	男	女	男	女
北海道	一三、七三	一九、四	六、七七	一七、五〇	〇・五二	〇・八八
	計	計	計	計	計	計
	一三、七三	一九、四	六、七七	一七、五〇	〇・五二	〇・八八



鳥取	四、〇七〇	三、七一一	七、四八八	三、四四五	一、三六五	四、八四〇	一、九七七	九四〇	二、九七七	〇・五三三	〇・六九六	〇・六〇三
島根	一、七七一	一、四〇四	三、一七六	一、九六六	九六四	二、九五〇	一、二五五	七五五	二、〇三〇	〇・六七七	〇・六八五	〇・六八五
岡山	三〇、八八三	一六、四七七	七〇、四三〇	一三、九一〇	五、六四六	一九、三五六	九、〇一〇	四、〇〇七	三、〇七七	〇・六八八	〇・六三三	〇・六三三
広島	六、五四四	一九、九六六	四、四六一	二、四七六	一〇、九二三	三、三六〇	八、一三三	六、〇五五	一四、二七七	〇・六三三	〇・五五六	〇・四七一
山口	一六、一六九	六、六〇七	三、七五七	一〇、七五八	二、五九九	一三、一七七	五、五九九	一、三九二	六、八二五	〇・五三三	〇・四九九	〇・五二七
徳島	三、九〇七	四、〇〇五	八、二二三	三、三三九	一、九二三	五、一三三	一、三三三	一、〇四四	二、四四六	〇・五九八	〇・五九八	〇・四七七
香川	四、九〇四	四、八六六	九、七四二	四、五八一	二、七五九	七、三四〇	一、九六〇	一、四六六	三、四七六	〇・四四四	〇・五九六	〇・四七四
愛媛	一〇、四〇〇	一〇、九六五	二、三三三	九、一三七	六、三三三	一五、四四〇	五、一五五	四、三三三	九、四八八	〇・五九九	〇・六七六	〇・六三三
高知	三、一六九	二、七五七	五、九五五	三、〇九九	二、五四四	五、六三三	一、三三〇	一、一三三	二、三三三	〇・四七七	〇・四四七	〇・四三三
福岡	元、六六九	二八、六七三	一五、五一一	三、〇〇九	一九、一三六	五、一四七	一〇、八四〇	一〇、〇〇九	二〇、八四九	〇・三七七	〇・五三三	〇・四〇一
佐賀	三、九四四	五、五三二	九、四七六	四、三三九	二、一四八	六、四七七	一、九八八	一、四三三	三、四二二	〇・四六七	〇・六三三	〇・五三三
長崎	一〇、三三三	四、八四四	一五、三三九	一六、七五六	五、一八五	三、一四一	六、〇八一	二、〇〇八	八、〇八九	〇・三三三	〇・三七三	〇・三五五
熊本	五、三六六	三、二二七	八、五〇〇	五、一五〇	二、三六二	七、五三三	二、一七六	一、〇三三	三、三三三	〇・四三三	〇・四三三	〇・四三三
大分	六、三三三	六、三三三	三、三三三	四、六三三	三、三三三	八、〇三三	二、四三三	四、九三三	四、九三三	〇・五三八	〇・七三〇	〇・六三三
宮崎	五、三三三	三、四三三	八、八三三	四、〇〇九	一、八九九	五、九〇八	一、九〇六	一、三〇七	三、三三三	〇・四三三	〇・六三八	〇・四三三
鹿児島	六、一六九	四、八三三	二、〇三三	四、八九四	二、一六六	七、〇九〇	二、四三三	一、四一〇	三、八三三	〇・四三三	〇・六三三	〇・五三三
沖縄	一、〇〇〇	二、九三三	一、七三三	四、九三三	三、三三三	二、〇三三	二、〇三三	一、〇三三	六、八三三	〇・三三三	〇・三三三	〇・三三三
合計	一、三三、九〇六	九四、六三三	三、三三、三三二	一、三三、八三六	五五、五三三	一、七三、八三三	五五、五三三	三、三三、三三三	八三、三三三	〇・四三三	〇・五三三	〇・四三三

右の第九表で、まず第一に求人数を見ると、東京府の五十三万余が第一位を占めて特に多く、大阪府の十六万余が、第三位であるが、東京府の五十三万に比較すれば五分の二に過ぎない。これについて新潟縣の十四万、北海道の十三万、長野縣の十二万、兵庫縣の十万、愛知縣の九万、京都府の七万、福岡縣の六万、静岡縣、石川縣及び神奈川縣の五万等が多い。ゆえに大都市を擁し、しかも産業の發達せる東京府および大阪府における求人数が最も多いことは当然のことといわなければならないが、これについて、六大都市を擁する府縣の求人数が多いかといえれば必ずしもそうではないのであつて、新潟縣或いは長野縣における求人数が意外に多い。さら

にこの求人数を男子別に見ると、男子に対する求人数は、東京府の三十二万が第一位を占め、北海道および大阪府の十一万、新潟縣の七万七千、兵庫縣の六万、山形縣の五万、愛知縣の四万五千、富山縣の三万四千、秋田縣、石川縣及び福岡縣の三万等が多い。また女子に対する求人数は東京府の二十一万が第一位を占め、これについて長野縣の九万、新潟縣および大阪府の六万、愛知縣の四万三千、京都府および山形縣の三万七千、兵庫縣の三万三千、福岡縣の二万八千等が多い。反対に求人数の最も少いのは沖縄縣の千三百、島根縣の三千、奈良縣の五千六百、高知縣の五千九百、鳥取縣の七千等である。

次に求職者数を見ると、東京府の四十六万が断然多く、これについて大阪府の二十五万、兵庫縣の十四万、北海道の八万六千、愛知縣の七万五千、新潟縣の六万六千、福岡縣の五万、神奈川縣および京都府の四万八千、長野縣の四万四千等が多い。ゆえに大体において、求人数の多い地方では求職者数も多いのである。またこの求職者数を男子別に見ると、男子求職者数は東京府の三十万が第一位を占め、大阪の十九万、兵庫縣の十一万、北海道の七万、愛知縣の五万、新潟縣の四万等がこれについて多く、女子求職者数は、東京府の十六万が第一位を占め、これについて大阪府の六万、長野縣の三万三千、兵庫縣の二万八千、愛知縣の二万三千、新潟縣の二万、福岡縣の一万九千等が多い。また各府縣共に女子求職者数に對比して男子求職者数は遙かに多いが、山梨縣および長野縣においては反対に男子求職者数よりも女子求職者数の方が多い。さらに求職者数の最も少い地方は、求人数の場合におけると同様、沖繩縣、島根縣、奈良縣、和歌山縣および鳥取縣等である。

最後に、就職率を見ると、青森縣の九割が第一位を占め、新潟縣の八割九分、秋田縣の八割八分、岩手縣の八割六分、山形縣の八割五分、福井縣の八割三分、山形縣および富山縣の八割一分等がこれについて高い。そして東京府或は、大阪府においては求人数も求職者数も大なる地方であるが、就職率に到つては、上述の諸地方よりも遙かに下にあつて、東京府は二割七分、大阪府は二割五分に過ぎない。就職率を男女別に見ると、一般的には、男子就職率の高い地方は、女子就職率も高いのであるが、例外としては群馬縣、山梨縣、岐阜縣等においては男子就職率よりも女子就職率は著しく高い。ゆえに就職率の大小は、求人数または求職者数の大小によつて決定するのではなくして、むしろ職業の種類、体性、年齢、教育等の諸條

件の綜合によつて決定するものであるといわなければならない。ゆえに就職率を分析的に検討するためには、職業の種類はもちろん、さらに体性、年齢、教育等に関する資料を必要と考えられる。しかしわが國には未だこの種の統計資料は全然存在していないのであつて、これは甚だ遺憾のことであるといわなければならない。

## 子女数別子女扶養費に就いて

### 第三次育児費調査結果に関する

#### 研究(その二)

三 國 一 義

曩の年齢別子女扶養費においては子女の年齢的成長に伴う育児費の推移を観たのであるが、此處では子女数の増加に従つて育児費及び之と関連する世帯の一般家計が如何に推移するかを観察せんとするものである。

集計世帯総数は一、二九二にして、これを子女数別に、更に地域別即ち、六大都市、市部及町部に集計した。但し、六子以上の世帯は事例数の過少のため六子以上の世帯として一括集計した。

#### 第一 世帯の子女数別分布

世帯の子女数別分布は第一表の示す如くである。

第一表 子女別世帯数

実数	実数
総数	六大都市
一三	市
八	部
	町
	部